

議事日程 (第2号)

平成21年 9月 7日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第1号 平成20年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 平成20年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 平成20年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成20年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第11号 平成20年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第2～日程第12 質疑・委員会付託)
- 日程第13 第35号議案 平成21年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第14 第36号議案 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第15 第37号議案 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 第38号議案 平成21年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 第39号議案 平成21年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第

1号)

日程第18 第40号議案 平成21年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)

(日程第13～日程第18 質疑・委員会付託)

日程第19 第41号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(日程第19 質疑・委員会付託)

日程第20 第42号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第21 第43号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について

日程第22 第44号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について

(日程第20～日程第22 質疑・討論・採決)

日程第23 会議録署名議員の指名

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員(19名)

1番 中家多恵子君	2番 藤本 利彦君
3番 安田 明美君	4番 植本 種實君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 原田 隆博君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 古野 嘉久君
13番 上村 武郎君	14番 井上 久雄君
15番 山本 慎悟君	16番 堀田 英雄君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君
19番 米満 一彦君	

---

#### 欠席議員(なし)

欠 員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……	松下 俊男君	副市長	……	小南 哲雄君
教育長	……	吉田 孝君	総務部長	……	中野 諭君
市民部長	……	小島 一行君	保健福祉部長	……	藤井 紀生君
福祉事務所長	……	溝口 悟君	建設産業部長	……	野上 忠良君
教育部長	……	中村信一郎君	上下水道局長	……	佐藤 満洋君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	……	一田 健二君
総務課長	……	白尾 啓介君	経営企画課長	……	松尾 壮吾君
人権男女共同参画課長	……				林 文男君
介護保険課長	……	山本 信弘君	健康増進課長	……	中尾三千雄君
市民協働課長	……	村上 羊三君	土木管理課長	……	三島 秀信君
都市整備課長	……	中嶋伊佐雄君	産業振興課長	……	今井 秀明君
学校教育課長	……	深見 卓矢君	生涯学習課長	……	山崎 淳子君
営業課長	……	有川 善博君	下水道課長	……	永野 博之君
市立病院課長	……	成光 嘉明君			
選挙管理委員会事務局長	……				村井 玄君
財政課長補佐	……	高橋 洋君			

---

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

---



一 般 質 問 (平成21年第5回中間市議会定例会)

平成21年9月7日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
安 田 明 美	<p><b>まちづくり基本条例の策定について</b></p> <p>現在の総合計画は、10年間の計画で、中期計画、実施計画を策定し、まちづくりを推進しています。この計画がどのように具体的な年度計画になっているかが、いま一つ不明確です。そこで中間市が目指すまちづくりの基本となる「まちづくり条例」を策定し、具体的で市民や職員に親近感のある方向を示されたらどうか、市長の見解をお伺いします。</p>	市 長
片 岡 誠 二	<p><b>2期目の施政方針と公約について</b></p> <p>7月の市長選挙を終え、本格的に松下市政がスタートしました。当選後市長は「思い切った市政運営をする」と語っておられますが、2期目はどのような政策を打ち出し、何を優先し、どういう街づくりをするのか、選挙公約も踏まえ、お尋ね致します。</p>	市 長
	<p><b>筑豊電鉄通谷駅前整備事業について</b></p> <p>本市の主要幹線である御館通谷線と筑豊電気鉄道が平面交差しているため、円滑な通行を阻害し、恒常的な交通渋滞や交通事故等の問題を抱えているのは周知の通りです。中間市第4次総合計画においても「御館通谷線の県道昇格による整備と筑豊電鉄通谷駅高架事業の促進」として明記されております。この重要課題解決に向け、現在どのような取り組みをされているのか、お尋ね致します。</p>	
青 木 孝 子	<p><b>暴力団組事務所を撤去し、安心して安全な街づくりについて</b></p> <p>松下市長は、先の市長選挙で「暴力追放」を公約に掲げておりますが、以下の事項について、市長の所見を伺います。</p> <p>①覚せい剤等の薬物使用が、中間市でも一般市民に広まっていますが、その根源は暴力団です。暴力団を一掃し、安心して安全な街づくりをすすめるには、市内にある暴力団組事務所を撤去することが最大の課題です。どのように推進していくのか、市長の決意・所見を伺います。</p> <p>②「暴力追放市民集会」の開催にあたり、暴力団組事務所まで行進し、住民の意思を直接、訴えるべきと思いますが、市長の所見を伺います。</p>	市 長 教 育 長
	<p><b>「非核平和宣言都市」として、非核・平和行政の推進について</b></p> <p>①中間市は1983年3月28日に「非核平和都市宣言」を決議していますが、これまで非核・平和行政をどのようにすすめてきましたか。また、2010年の核不拡散再検討会議にむけて積極的な取り組みをすべきではありませんか。市長の所見を伺います。</p> <p>②8月6日、9日は原爆が投下された日です。原爆の悲惨さを伝えるために、8月には市庁舎等に原爆写真パネルを展示してはいかがでしょうか。市長の所見を伺います。</p> <p>③毎年、8月6日に小学校では平和授業を実施していますが、被爆者に被爆の体験を語ってもらう集いを行ってはいかがでしょうか。教育長の所見を伺います。</p>	

一 般 質 問 (平成21年第5回中間市議会定例会)

平成21年9月7日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
藤 本 利 彦	<p><b>川西地区の企業誘致について</b></p> <p>若者定住促進のために重要な施策のひとつは、企業誘致による雇用対策だと思います。以前検討されておりました五楽北部工業団地については、その接続道路となる二タ股東中牟田線や鞍手町に（仮称）筑豊インターチェンジの建設が進んでおり、基盤整備については着々と進んでいると思われませんが、7月の市長選挙で松下市長が掲げられた10の公約の中には工業団地については触れられておりませんでした。</p> <p>五楽北部工業団地の計画について、その後の進捗状況と実現の可能性について市長の見解を伺います。</p> <p><b>旧社会福祉センター跡地の利用について</b></p> <p>垣生公園内の旧社会福祉センター跡地利用については、JR福北ゆたか線のアンダー工事が完成して周辺道路や公共下水道が整備された後に、地元や議会と協議のうえ検討していくとのことでした。今年3月にアンダーパス部分の開通式が行われ、周辺整備も一段落したところですので、跡地利用について現在の状況と今後の方針を伺います。</p>	市 長
古 野 嘉 久	<p><b>生涯学習施設の再構築について</b></p> <p>①学習施設の現状は、中央公民館を中心としたコミュニティゾーンに集中しておりますが、高齢化が進んでいる中で、川西地域の学習施設についてどのように思われるか、高齢者の方々への対応について伺います。</p> <p>②高齢者への健康で楽しい体力作りのスポーツ指導のためのスポーツ指導員の現状について伺います。</p> <p><b>文化振興について</b></p> <p>文化の振興は心豊かな人づくりや明るいまちづくりに必要な事だと思います。地域に根ざした文化活動が望まれるが本市における文化とは、どのような位置づけで取り組んでおられるか伺います。</p> <p><b>中間市生涯学習基本計画について</b></p> <p>中間市生涯学習基本計画が策定され10年になりますが、現在の成果について伺います。</p>	市 長 教育長
植 本 種 實	<p><b>NPO法人による約1億3千万円の不正受給問題について</b></p> <p>不正発覚から約5年以上すぎ、いまだ何ら解決がなされていないようにあります。今までの経過と今後の方針をお尋ねします。市民の納得のいく結論を早急に出すべきと思いますが、どのようなお考えですか。</p> <p><b>選挙事務従事者等の報酬等について</b></p> <p>立会人の報酬は1万数千円で、市の職員は3万数千円と聞いています。これらの報酬等は「同一」にすべきと思いますが、いかが考えられますか。</p>	市 長

一 般 質 問 (平成21年第5回中間市議会定例会)

平成21年9月7日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 るみ子	<p><b>自殺対策と市民相談体制の充実について</b></p> <p>自殺は個人の問題だけでなく、社会の問題であると位置づけられた「自殺対策基本法」が施行され3年になろうとしているが、厳しい社会情勢のもと、上半期の自殺者は前年比4.7%増の1万7076人で、過去最悪だった2003年の数値に迫る勢いである。市民の悩みに寄り添い支援する「セーフティーネット」としての相談体制の強化が求められる。本市の自殺対策の取り組みと、相談体制の現状をお伺いします。</p> <p><b>多重債務者問題について</b></p> <p>自殺、離婚、犯罪に結びつく要因の一つに多重債務問題がある。税金や市営住宅の家賃、保育料や給食費の滞納者の中にも、多重債務状態に陥っている場合もあることから、単に個人の問題として捉えるのではなく、市民の生活を守る行政の役割として、より積極的に多重債務問題に取り組むべきと考える。多重債務者問題に対する見解をお伺いします。</p>	市 長
中 家 多恵子	<p><b>新年度の予算編成について</b></p> <p>深刻な経済状態の中で、中間市でも学用品などを公的に援助する就学援助制度を利用する家庭の子が生活保護家庭をあわせて27.6%、学校によっては39.1%と急増しています。この制度は子どもたちの学ぶ権利を支える命綱です。寡婦医療制度も来年から廃止されます。こういう状況の中で、市職員の退職者に医療費援助が続けられるならば、「市民には負担増、自分たちには特権維持で国家官僚と変わらない」と市民の信頼をなくすでしょう。社会通念上、不適切なものは洗い直す、無駄を見直すことにより、教育・福祉の充実につながると考えますが、市長の新年度編成予算にあたっての基本姿勢をお尋ねする。</p>	市 長



## 議案の委員会付託表

平成 2 1 年 9 月 7 日  
第 5 回 中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第 1 号	平成 2 0 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別 表 1
認定第 2 号	平成 2 0 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	保 健 福 祉
認定第 3 号	平成 2 0 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	市 民 文 教
認定第 4 号	平成 2 0 年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建 設 上 下 水 道
認定第 5 号	平成 2 0 年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 6 号	平成 2 0 年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	保 健 福 祉
認定第 7 号	平成 2 0 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総 務
認定第 8 号	平成 2 0 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保 健 福 祉
認定第 9 号	平成 2 0 年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 1 0 号	平成 2 0 年度中間市水道事業会計決算認定について	建 設 上 下 水 道
認定第 1 1 号	平成 2 0 年度中間市病院事業会計決算認定について	保 健 福 祉
第 3 5 号 議案	平成 2 1 年度中間市一般会計補正予算 (第 4 号)	別 表 2
第 3 6 号 議案	平成 2 1 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第 2 号)	保 健 福 祉
第 3 7 号 議案	平成 2 1 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	建 設 上 下 水 道
第 3 8 号 議案	平成 2 1 年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)	保 健 福 祉
第 3 9 号 議案	平成 2 1 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
第 4 0 号 議案	平成 2 1 年度中間市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	建 設 上 下 水 道
第 4 1 号 議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保 健 福 祉

## 別表 1

## 平成 2 0 年 度 一 般 会 計 決 算

## 歳 入

款 別	付 託 委 員 会	付 託 委 員 会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

## 歳 出

款 別	款 名	項 目	付 託 委 員 会
1	議 会 費	全 項	総 務
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	建設上下水道
		1項5目、8目、10目の一部	市民文教
		1項10目の一部、2項1目の一部、2項2目 3項1目の一部、3項2目	保健福祉
		1項7目、8目の一部、10目の一部	総 務
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民文教
		1項1目の一部、1項4目の一部、1項14目の一部、2項 1目・3目・4目の一部	総 務
		3項1目の一部	市民文教
		1項5目・6目、1項13目・14目の一部	総 務
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	建設上下水道
		1項1目の一部	総 務
		1項1目の一部、1項2目	保健福祉
		1項3目の一部	建設上下水道
5	労 働 費	全 項 (1項1目・2目の一部は市民文教)	保健福祉
		1項1目の一部	保健福祉
6	農 林 水 産 業 費	全 項 (1項2目、4目の一部は総務)	建設上下水道
7	商 工 費	全 項 (1項3目の一部は総務)	
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項1目の一部・4項1目の一部・5項1目の一部	
9	消 防 費	全 項	市民文教
10	教 育 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総 務
		1項2目・3目・4目の一部、2項3目の一部、4項1目 の一部、4項5目	
11	災 害 復 旧 費	全 項	総 務
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	

## 別表 2

## 平成21年度中間市一般会計補正予算(第4号)

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	総務
第3条	第3表 地方債補正	

## 歳入

款別	款	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

## 歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総務
		1項10目	市民文教
3	民生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	保健福祉
		1項1目、4目の一部	総務
		1項6目、13目	市民文教
4	衛生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	保健福祉
		1項2目	
5	労働費	全 項	建設上下水道
		1項2目の一部	市民文教
6	農林水産業費	全 項	建設上下水道
7	商工費	全 項	
8	土木費	全 項	
9	消防費	全 項	総務
10	教育費	全 項	市民文教



午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

おはようございます。中間クラブの安田明美でございます。通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まちづくり基本条例の策定について。現在市では、地方自治法の規定による基本構想、つまり総合計画を定め、まちづくりを推進されていますが、現在の総合計画は10年間の計画で、中期計画、実施計画を策定し、まちづくりが推進されていると思います。この計画は、議会の議決を得ていることから、市民にも認識されているという形になってます。また、広報などに掲載し広く市民に示していますが、いま一つ具体性というか、浸透性がないのではないかと思います。

近年、地方分権が推進される中、現在のような総合計画でなく、基礎自治体としてもう少し具体的と申しますか、詳細なまちづくりに関する計画が必要ではないかと考えます。

他の自治体では、自治基本条例を策定し、まちづくりの方向性を示しています。そして、これに基づき、例を挙げれば、「協働のまちづくり条例」「福祉のまちづくり条例」「環境のまちづくり条例」など、それぞれの自治体で課題に応じて条例を策定し、それに基づき事業を計画、実施し、成果を上げていると聞いています。

本市では、総合計画を具体化する意味でも、市長が掲げている「元気な風がふくまちなかま」を具体化するためにも「まちづくり基本条例」をつくり、これを基本に実施計画を策定していくことにすれば、行政の方向性が明確になり、また、計画そのものが市民や職員の身近なものになり、計画の実現性が高まるのではないかと考えます。

市長の見解をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まちづくり基本条例の策定についてお答えをいたします。

本市のまちづくりは、平成18年度に策定いたしました第4次総合計画とそれに基づく基本計画を柱といたしまして取り組んでいるところでございます。

この第4次総合計画は、本市が目指す将来の都市像「元気な風がふくまち なかま」の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針でございます。また、市民と行政とが、それぞれの役割や責任を担いながら、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものでございます。

この総合計画は、長期的な目標としての「基本構想」、基本構想を具体化していくための「基本計画」、基本計画を実施していくための「実施計画」の3部で構成をいたしております。

基本構想は、平成18年度から平成27年度までの10年間を見据えた、本市のあるべき将来像の実現に向けた基本理念及び基本施策の大綱を示すもので、基本目標として「快適な暮らしを支える社会基盤の整備」、「生涯にわたる保健、医療、福祉の充実」、「豊かな生活環境の創造」、「新世紀に適応した産業の振興」、「次世代を担う教育の充実」、「市民との協働・交流による開かれたまちづくり」の六つを掲げております。

また、基本計画は、基本構想に掲げた目標及び将来像を実現していくための各分野におけるまちづくりの施策についての基本方針を示すもので、計画期間は前期、後期で各期5年としており、平成23年度には社会経済情勢の変化や前期基本計画の実施状況などを踏まえ、後期基本計画を作成いたします。

実施計画は、基本計画で定めた事業の実施時期や事業の内容を具体的に示したもので、向こう3年間に実施する主要な事業の年次計画などを明らかにし、毎年度見直しを行っており、この実施計画により多くの事業を進めているところでございます。

ご質問の「まちづくり基本条例」でございますが、別名「自治基本条例」とも呼ばれ、地方分権時代の自治のあるべき姿やまちづくりの理念、原則などを表明することを目的といたしております。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことを受け、同年12月に国内で初めて、北海道ニセコ町がすべての既存条例の上位法として「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定いたしております。この中では、まちづくり全般にわたって、市民、議員、首長、行政職員、それぞれが持つ権利、役割分担、責務などが細かく規定されております。

その後、全国で同様の条例を制定する自治体も増えており、福岡県内では宗像市、うきは市などで制定済みのほか、嘉麻市や筑紫野市、北九州市などで制定に向けて手続中と把握をいたしております。

まちづくり基本条例を制定することによって、地方分権時代に市民の皆様が主役のまちづくりを進めるという明確な意思表示を行える面が確かにございます。しかしながら、一方で、そもそも条例で細かく役割分担や責務などを規定するまでの必要性があるかという

疑問を投げかけるご意見もごございます。私自身も、市民の皆様が現在、中間市に元気な風をふかせるために行っているさまざまな活動を大事にしながら、中間市の地域性を生かした方策を立てる必要があると考えております。

この基本条例は、地方自治運営の最高規範という位置づけとともに、協働のまちづくりを推進するための基本ルールを定めるという目的もごございます。この基本ルールを定めることにつきましては、ご指摘のように条例制定も一つの方法ではございますが、それ以外の手法といたしまして「協働の基本方針」を策定する自治体も増えております。

現在、本市でも、市民協働課が「中間市市民協働のまちづくり基本方針」の素案を策定する準備を進めております。この基本方針案では、市民と行政とが地方分権の担い手といたしまして、対等な立場で協働を行うために、協働の手法や基本ルール、具体的な取り組み内容などを定めております。

これまで行政が主体となって行ってきた公共サービスを継続するには限界が来ており、市民の皆様のお知恵やお力を借りながら、質の高いサービス、効率の良いサービスの提供を進めることといたしております。異なる立場の者同士が、お互いの違いを理解し、自主性や主体性を尊重しあい、目的や情報を共有することは、協働の第一歩でございます。

ご指摘の「親近感」のある施策を行うためにも、基本方針を定めることは有効であると考えております。基本方針の案は「市民意見公募手続」、いわゆる「パブリックコメント」により、広報紙やホームページなどで広く市民の意見を聞き、その声を反映させていただきたいと考えております。

この基本方針は、条例と同様の意味合いを持つものであります。したがって、まちづくり基本条例の制定につきましては、将来必要があれば検討していきたいとそうように考えております。なお、基本方針の策定に当たりましたは、市民の皆様からの貴重なご意見を十分に反映するとともに、今後におきましても、よりよい協働のまちづくりを進めてまいり所存でございます。

**○議長（井上 太一君）**

安田明美さん。

**○議員（3番 安田 明美君）**

ありがとうございました。今、市長さんが言われたように、分担とか役割とか、それが必要あるかないかということで疑問を感じてまして言われておりますが、中間市が今までにぐくんできた独自の自然、歴史、文化、財産を生かし、住みよいまち、住みたくなるまち、残していきたいまちへとつくり変えることが、今重要ではないかと思われま。で、中間市の理念を守るために市民参加で、中間市を福祉と教育のまち、コンパクトシティー中間を明確に打ち出し、生活都市を確立してはどうかと思ひます。

生活都市とは、生活する人たちのためのまちでもあります。自然、中間には遠賀川、蜷メダカ、垣生公園、中島古墳もありますし、歴史には、古代からのロマン、石炭文化、堀

川、月ノ瀬八幡宮など、財産には市立病院、ショッパーズ、JR、筑豊電鉄、そのそれぞれを点を線で結んで物語をつくって、生きがいのある住みよい中間を目指す、それがまちづくりとありますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、お話しいただきましたように、まず私も2期目当選させていただいて、これからの中間市政運営というのは、今お話ありましたように、他の市からも「中間市に住んでみたいな」と、そのように思われるようなまちづくりを進めていこうと、強い思いでおるところでございます。

今、いろいろお話ございました「点を線で結んで」ということでございます。これも、協働のまちづくりもそのほりでございます。各ボランティアの方、いろんな方おられますが、個々に動くものではなく、線また面として、今協力をいただいております。皆様方のお力添えをいただきながら、言われますように住んでみたい、また住んでよかった、そのようなまちづくりを進めてまいりたいとそのように思っております。

また、個々の条例等々につきましても、ポイ捨て禁止条例、また犬のふん公害等々のお話もでございます。今のところ、現在私どもが持っております「環境美化条例」等々で対応できるのではないかと、そのようなことでいっておりますけども、またそういうことも含めまして、条例等々細かい条例等々につきましては、今後検討させていただきたいとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

ありがとうございます。平成20年度の中間市決算審査及び基金運用状況審査意見書の71ページに、結びの中に、「市民ニーズは高度化、多様化し、これからも多額の財政需要が見込まれ、厳しい財政運営が予想される」とあり、また先ほども触れましたが、地方分権の進展に伴い、自己決定と自己責任の原則に基づいた自主的・自立的な行財政システムの確立、それに行政経営型・市民協働型とした行財政の確立と市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指していると、市の行財政の方向性が記載されております。おりますが、そこで、地方分権の進展による自己決定・自己責任の原則によることにおいても、中間市が目指す行政経営型・市民協働型とした行財政の確立と「市民の満足度を高める成果重視型」の行財政システムの構築をするにしても、市民にわかりやすい行政の方向性、つまり、どのようなまちづくりを目指しているのか、これに伴う計画や市の目指す「まちづくり」に対する市民の意見を聞かれることが大切と思います。

このことで、「まちづくり基本条例」をちゃんと制定して、実行していくことが明確に

なっていくのではないかと私はと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

地方分権によります自己責任、また自己決定というお話でございます。今、国によりますいろんな規制ございます。まあ、私どもも、こういうことをやりたいなという、その思いの中で、そういうふうないろんな規制、これはクリアーするのに大変な努力をやっておるところでございますが、これがまさに地方分権ということで、地方にそれなりの権限移譲された中で、そういう中で首長が自己決定、また自己責任という部分が出てくるわけでございますが、今、私どもも川西、これ川西と言っていいかどうかわかりません、西方向に工場団地等々つくろうというその思いでありますけどもが、なかなか農振地域っていう、その大きな規制がありまして、思うに任せない部分あるわけでございます。そういうことも含めまして、また、ここにも、他市の条例等々、私持ち合わせておりますが、基本的には市民の意見を十分聞いて、そのルールを、私が変わっても次の代が、そういうその市民協働のルールを変えないようにということで、条例で縛るわけございまして、当然、今の流れからいたしまして、市民のご意見、また協働していただくそういうそのお力をいただくということは、変わることはございませんので、他市の条例見ても、かたいところからやわらかいところございます。宗像市は、もう「市民参画共同及びコミュニティ活動の推進に関する条例」という、そういうふうな文句でございますし、もう一つは、これはどっかの町、高知でございますか、「まちづくり一緒にやろうや条例」、大変砕けた条例でございますが、これも基本的には市民と一緒に、また、市民のご意見を聞かせていただきながら、一緒にまちづくりをやろうということでございます。そのルールづくりを制定しておるところでございますが、先ほど申しましたように、私どもは、「市民協働の基本方針」というのを、今つくっております。それが、まあ、わかりやすい、砕けた所の方針といいですか、方向性を示したところでございます。まずは、この基本条例に沿ってやっていきたいなと、今、そう思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

条例によって、市長が変わっても、それが、条例が変わらないようにということで、市長をしばるわけでもありませんので、これ、柔軟に考えていただきたいと思いますが、やはりいろんな物をつくっていくときに、今は大きい柱がありますが、それを細分化することによって、小さい条例をつくっていかれて、それに市民がいかんして参加していくか、パブリックコメントもいろいろ入れて、これから基本ルールをつくっていかれたら、いきたいと思っております。

で、これをつくるにしても、自治体だけで、自治をつくるための制度やしきみというか、それを動かす仕組みの規定を決めていきますが、それは行政の評価制度や、それと情報公開制度、やはりいろんな物をつくっていくことによって、市民にいかにして情報を的確に流していくことが大事かなと思います。

先日、お2階にあります情報のところを、お部屋を見せていただきましたけど、もう少し、あそこも情報公開室ですかね、あそこももう少し市民が行きやすい場所、それと市民がいつでも足が運べて、中間市の情報がすぐわかる場所にそれを設置していただきたいと思いますし、総務課の一番奥では、あそこに足が、私も向きませんので、やはり1階かどこかに、ちゃんとした適材適所にその情報公開室をつくっていただけたらと思います。

で、財政は、政策を達成するための手段っていうことは、先日の勉強会でも、財政の課長からお聞きしておりますが、財政が政策を決定するものではないということは、政策の優先順位を決定し、予算をつけていく方向性を示されていると思いますが、まちづくり条例は、そういう物をつくっていくためにも必要だと思いますので、まちづくり条例の基本条例をつくっていただけたらと思います。

それと、本市が協働のまちづくりをするっていうことで、市民協働課が1本の柱になって、これからまちづくりをしていかれるわけですが、やはり今からのものは、市民参加、住民参加が重要でございます。いろんな条例つくるにも、人をつくっていかないといけませんので、必ず住民参加をしていただきたいと思います。

で、今、協働のまちづくりにはこの条例が必要だと私は考えておりますので、やはりまちづくり、協働課の方々がまちづくり条例の一つ一つをつくっていただけたらと期待しておりますが、市長さんどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

1点だけ、ちょっと申し添えさせていただきますが、いろんな施策の優先順位を決めるのは私でございます、財政課ではございません。私、決めた中で、いかに予算づけをしていくかというのが財政の仕事でございます。

それと、条例制定のお話でございますけども、先ほど申しましたように、今、私ども基本方針をつくっております。これまだ、今、策定中というか、案を、素案をつくっているとございまして。一応、それ、できましたら、議員の皆様方にも見ていただきまして、その後のご意見等々賜りながら今後検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

済いません、失礼しました。はい。そしたら、市長さんが、中間市をこれから変えていく意味で目玉ですね、「これ」と思われるものを市民に打ち出していただいて、その一つが、このまちづくり条例を掲げていただけたらと思いますが、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきますが、後日、また、再度このことについて、また質問すると思いますので、その節はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

.....  
**○議長（井上 太一君）**

次に、片岡誠二君。

**○議員（17番 片岡 誠二君）**

おはようございます。自民クラブの片岡です。通告に従いまして、これより一般質問を行います。

7月の市長選挙を終え、本格的に松下市政がスタートいたしました。当選後市長は「思いきった市政運営をする」と語っておられますが、2期目はどのような政策を打ち出し、何を優先し、どういったまちづくりをするのか、選挙公約も踏まえ、施政方針と公約についてお尋ねをいたします。

二つ目に、筑豊電鉄通谷駅前整備事業についてお尋ねをいたします。

本市の東西に走る主要幹線の一つ、JR中間駅から通谷駅前を通り、八幡へ抜ける市道御館通谷線がございます。この御館通谷線と筑豊電鉄が平面交差しているため、円滑な通行を阻害し、交通渋滞、交通事故等の問題を、今なお抱えております。中間市第4次総合計画においても、「御館通谷線の県道昇格による整備と筑豊電鉄通谷駅高架事業の促進」として明記されておりますが、この重要課題の解決に向け、現在どのような取り組みをされているのかお尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

2期目の施政方針と公約についてお答えを申し上げます。

私の2期目の施政方針につきましては、1期目在任中に策定いたしました「中間市第4次総合計画」に沿って、「元気な風がふくまち なかま」を実現するために全力を傾注し、思いきった市政運営を進めてまいりたいと考えております。

7月の市長選挙の立候補に当たりまして、私は市民の皆様から10の約束をさせていただきました。選挙公約に基づきまして、今後のまちづくりの概要を申し上げます。

初めに、「北九州市との合併」でございます。平成20年4月に合併協議会設置請求に

係る住民発議に対しまして、北九州市長からは「時期尚早のため、議会に付議しない」との回答がございました。現時点では、中間市、北九州市ともに合併に対する機運が醸成されておらず、市町村の合併の特例等に関する法律の失効も迫っております。また、遠賀郡の4町におきましても、合併の白紙後、具体的な動きが見られず、本市といたしましては、今は力を蓄えるときと考えております。このため、周辺自治体との広域連携を一層強化するとともに、道州制や定住自立圏構想などの新しい国の動向を注視していきたいと、そのように考えております。

次に、「行財政改革」でございます。行財政改革の一環といたしまして、1期目の市長就任時から実施しております給料の10%削減を4年間継続することとし、この取り組みによりまして約550万円の財政効果額を市民のために使わせていただきたいと、そのように考えております。

また、平成22年4月1日までに、職員実数を15%削減するとともに、管理職職員の割合が19.7%と大きいことから、課長補佐職を削減し、管理職の割合を15%以下といたしたいと思っております。さらに、中間市の将来を見据えました小回りのきく組織づくりのため、小人数の係の統廃合を進め、現機構の10%縮小を目指しているところでございます。

次に、「市民が主役」でございますが、市民と対話を進めるため、平成18年度から実施しております「地区懇談会」を、今後は講座をメニュー化をし、市民の求めに応じて、私と担当部署の職員が出向くスタイルに変え、より広い層の市民の要望に応えることができる出前講座を実施したいと、そのように思っております。

次に、「子育て支援」でございます。「子育てのしやすいまちづくり」を推進するため、福岡県下一安い保育料を堅持し、妊産婦健診の公費負担を本年度から14回まで拡充するとともに、乳幼児医療費の公費負担につきましては、平成22年度から小学校3年生まで拡充していきたいと思っております。また、底井野小学校内に学童保育所を整備いたします。

次に「暴力のない明るいまちづくり」でございます。ふるさとみまわり隊、走るみまわり隊による地域の安全パトロールを市民と一緒にいき、少年相談センターを拠点とした補導活動等を実施し、青少年の非行防止や有害環境の浄化を推進いたします。また、青少年の悩みなどに適切に対処するため、「ヤングテレホンなかま」を活用した電話相談を行います。さらに、青少年育成市民会議を中心に、家庭、地域、学校が一体となった青少年の健全育成事業を推進してまいります。

暴力団排除につきましては、暴力追放推進協議会において、幹事会、市民集会などを開催し、市民の暴力追放意識の高揚を図り、効果的な市民運動を目指します。また、折尾警察署との情報交換を積極的に行い、連携を強化してまいりたいと思っております。

次に、「高齢化社会に向けて」でございます。中間市の高齢者割合は、全国、また福岡

県より、ともに5%以上も高く推移をいたしており、高齢化の進行は著しくなっております。また、障害者割合も全国平均を上回っておりまして、高齢者また障害者の方が安全かつ円滑に公共交通機関を利用できますように、バリアフリー化が求められております。中でも、中間市の玄関口であるJR中間駅はエレベーターが設置されておらず、市民からの強い要望もあり、今年度に九州旅客鉄道株式会社及び国と協調いたしまして、エレベーターの設置、駅舎内多目的トイレの設置及びバリアフリー基準に合致したスロープの設置を行い、バリアフリー化を図ってまいります。

また、1人暮らしの高齢者に対しまして、民生委員や老人会連合会など、見守りネットワークを結成し、高齢者を1人にさせない、また不安にさせない安心して生活できる環境を構築してまいります。今年度から調査を実施し、調査完了後、ネットワークを開始する予定でございます。

さらに、いきいきサロンの充実を図りながら、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

次に、「明るく元気な学校」でございます。学校教育環境の整備といたしまして、引き続き学校校舎及び体育館の耐震化に努めてまいります。また、今年度の国の補正予算と協調しまして底井野小学校、南中学校への太陽光発電設備の設置、各中学校への武道場設置、各小中学校への107台の地上デジタルテレビの設置、小中学校校務用パソコンの整備など、教育環境の整備に一層力を注いでまいります。

また、22年度におきましては、中学校給食検討委員会を設置し、中学校の給食実施について検討いたしたいなど、そのように思っておるところでございます。

さらに、22年度は小学校1、2年生の30人以下学級を目標とし、平成23年度以降も順次講師を配置して、小人数学級に取り組んでまいります。

次に、「住みよい生活環境の整備」でございます。下水道事業を推進し、4年間で普及率15%増を図り、地域下水道を含めて75%を目標といたします。

また、桜台のり面の危険箇所整備と歩道の設置工事を実施し、通谷電停付近の道路形態を見直すことによりまして、渋滞解消を図ります。

また、「スポーツと文化、芸術の振興」でございます。スポーツ振興につきましては、遠賀川「中島」に運動公園をつくるよう、国土交通省に、現在強い要望をいたしておるところでございます。

芸術文化の振興につきましては、なかまハーモニーホールを拠点に、市民が良質な芸術文化に接することができますように、さまざまな事業を実施してまいります。

また、芸術文化に対する市民の関心は高く、ニーズも多いことから、時代の流れを的確に把握し対処してまいりたいと思っております。

次に、「地域の発展のために」でございます。地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券の販売を継続して行います。このたび販売いたしました商品券は、8月26日

時点におきまして、換金率99.6%、取引事業所数は136であります。また、商品券購入時のアンケート回答者の87%が継続を希望しており、地域経済の活性化の手助けになるものと考えております。

市有地の民間活用につきましては、市有地売却を積極的に進め、民間活用を行い、産業の振興、人口の増加、若者の定住を図ってまいります。

市内農産物の地産地消につきましては、中間市生産者直売組合であります「やっちゃん市場」が中心となり、学校給食や市内スーパーマーケットに、新鮮で安全な農産物を供給しております。この「やっちゃん市場」の発展は、地産地消の推進とともに、農業の振興にもつながるため、旧社会福祉センター跡地を利用した施設に、農産物直売所を設置し、地域住民に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、農業の振興を図ってまいります。

また、垣生公園や史跡、スポーツ施設などの貴重な資源を生かし、この旧社会福祉センター跡地に、農事センターの機能を兼ね備えた、市民が集い、交流をすることができる地域交流センターを建設したいと考えております。

以上、私の10の約束を実現することで、市民の皆様が「住んでよかった」また、「中間市に住んでみたい」とそのように思う「元気な風がふくまちなかま」を目指したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、筑豊電鉄通谷駅前整備事業についてお答えをいたします。

通谷駅付近の交通渋滞を解消するには、市道御館・通谷線、東中間・朝霧線を高架にして線路をまたぐ案と、鉄道を高架にする案がございますが、事業費の比較や周辺建物や周辺道路への影響を考慮いたしますと、「鉄道高架案」のほうがよいという検討結果が出ております。

具体的に申しますと、「鉄道高架案」は、通谷電停をはさんだ東中間電停と西山電停の両側とも土地が高くなっていることを利用いたしまして、事業区間を800メートル、そのうち通谷電停を中心に600メートルを高架橋にして踏切をなくすという計画でございます。この鉄道高架化に必要な総事業費は約100億円であり、市の負担は半分の約50億円となり、市の単独事業といたしましては大変困難であり、私は実施する考えは持っておりません。

しかしながら、当該地域の市道の県道昇格や仮称蓮花寺ぼた山縦貫道路の新設整備など、幾つかの条件をクリアーしていくことによって、最終的には本事業を県の都市計画事業とすることができれば、長年の懸案事項であった当該地域の歩行者の安全確保はもとより、交通渋滞の解消が市全体の経済発展につながっていくと考えているところでございます。

また、これらすべてを完全実施するには相当の期間を要しますことから、昨年度専門のコンサルタントに委託し、暫定的な措置といたしまして、歩行者の安全確保及び交通渋滞の解消のため、通谷踏切の改良や交差点改良の検討を行いながら、現在、関係機関と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

それでは再質問を行います。今回、市長の2期目の施政方針と公約について質問いたしましたのは、今後の4年間の中間市、さらには将来の中間市を考えましたときに、今回松下市長が打ち出したこの公約は、極めて重要な約束事であり、極めて重大な責任を負っているのではないかと考えたからであります。

7月の市長選挙、8年ぶりの選挙戦にもかかわらず、投票率は過去最低の47.2%ありました。市民の関心は決して高いとは言えないですけども、市長は2期目は思い切った市政運営をするというふうに語っておられますが、何をどう思いきった市政の運営をされるのか、改めて市長の思いをお聞かせ願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど、私10の約束を申し上げました。その説明、詳しく説明したと思っておりますけども、これにまだ書き足りない部分、中間市の西部地区のほうに工場団地をつくるというふうなことで動いております。若い方が仕事をされる場所、また定住できるような、そういうふうな大きな施策の一つと思っておりますけども、これ、後ほど一般質問等出ておりますので、そのときにまたお答えいたしますが、余りうまくいっていない部分ございます。そういうのを引き続き、一生懸命、また頑張っていきたいなど、そのように思っておりますし、教育問題についても、今度2年、3年後ですか、2年後ですか、小学校のほうにも英語が必須科目等となっております。それに対応するべくALTでございますが、そういうその講師の張りつけ等も考えておりますし、子育てのしやすい、そういうふうな生活環境を充実させていき、またお年寄りに対しましては、先ほど申しましたように地域で見守りますネットワークの構築等々、これはまさに、市民協働のまちづくりでございます、市民の皆様方のお力添えをいただいて、そういうふうな施策を打っていこうということで、今お願いをいたしておるところでございます。

また、そういうことも含めまして、中間市の発展を図りながら、若い方が定住するような子育て支援、またお年寄りが安心して生活できるような、そういうふうなシステムを構築、また産業振興等々、また市有地の売却、これは吉田ぼた山下に約7,000坪等々の市有地でございますが、そういうのを利用しながら人口増を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

市長、公約について、今お尋ねしまして、後ほどの一般質問でお答えするという、そういう回答はないのではないかなと、私思いますけどもそれはいいでしょう。

先ほどの答弁の中で、何を優先するのかという質問に対してご回答ございませんでしたが、この中間市の限られた財源、この財源をどの分野に重点的に配分されるのか、そしてまた、これだけは最優先に取り組んでいきたいと思う政策は、市長にとって何なんでしょうか。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、市長という立場は、中間市全体のことを考えないかんわけでございます。予算配分にしましても、こちらを優先しますよ、こちらを、その、今言われましたように限られた財源でございます。あるところを優先すれば、あるところが少なくなるわけございまして、そういうふうな全体を見据えながら、バランスを取りながらいろんな施策を打っていききたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

昨年6月、私の一般質問において、中間市の都市将来像について市長にお尋ねいたしましたとき、そのとき市長は「今後は産業振興策と住宅振興策に重点を置く」と、このようにこう明言されました。しかしながら、今回の公約では具体的な内容、ほとんど触れておりませんですけども、その点について市長の、いかがお考えなんでしょうか。まあ、もし具体策があればお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

住宅施策につきましては、先ほど申しましたように吉田ぼた山下に7,000坪、これは、住宅建設戸数にすれば大体40戸から50戸建てられる、それぐらいの計画をいたしております。その、これは、民間活力を利用していききたいとそのように思っておりますのでございますが、民間に払い下げる前段の、今、整備というのを行ってございまして、それができればその辺り動いていきたいなど、売却していききたいなど、そんなふうに思っております。

産業振興につきましても、まず、昨年度プレミアム付商品券、販売いたしました。これも大変皆さん、市民の皆さんに喜んでいただいたところでございますし、市内に五つございますかね、商店街がございまして。これまでは、この商店街、このような景気低迷の中で、

ほんとに意気消沈っていいですか、遅滞化したところがあったんでございますけどもが、このプレミアム付商品券発売するということになりまして、それぞれの商店街、知恵を出しながら、いかにその商品券を取り込もうということで、いろんな知恵を出して頑張ったところでございます。商店街がほんとに活性化いたしたところでございます。

それと、大きな産業振興ということでございますが、ご存じのように、今こういうふうな世界的な景気の低迷時でございます。設備投資等々もままならない部分もあるかと思えますし、岩瀬の、前の中間縫製でございますが、あの前に一つ店が出てくるようなこともあったんでございますが、この景気低迷の中で中止という、そのことになっております。また、先ほど申しましたように、川西地区のほうに工場団地をつくって企業誘致等々考えているところでございますし、この企業誘致につきましても、今中断しているところでございますが、決してあきらめたわけではございません。先に希望を持って取り組んでまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

**○議長（井上 太一君）**

片岡誠二君。

**○議員（17番 片岡 誠二君）**

私は、依存財源の高い本市の財政構造においては、自主財源の確保こそが最優先課題であるというふうに考えております。そのための自主財源確保のために、産業振興策、そして住宅施策等の人口増加による政策こそが、今後の中間市の最優先課題ではないかと、また、最重要施策であるというふうに私自身は考えております。

次に、J R 中間駅のエレベーター設置についてお尋ねをいたします。

高齢者や身障者の方々にとっても、安全かつ円滑に公共の交通機関を利用できることは、大変喜ばしいことであります。さて、今回のJ R 中間駅エレベーター設置、国、J R の補助金付事業であるとはいえ、総事業費1億2,000万円の大型事業であります。ところが、今年2月、市長は、突然選挙公約という形で打ち出されました。議会側は寝耳に水であり、具体的な経緯も内容も今なおよくわかっておりません。今回の9月議会で、4,000万円の補正予算として計上されておりますけども、J R 中間駅のエレベーター設置については、いつ、どのような形で事が運ばれたのか、その経緯と具体的な内容についてお聞かせ願います。

**○議長（井上 太一君）**

小南副市長。

**○副市長（小南 哲雄君）**

今、片岡議員おっしゃいましたけど、一応財源としましては、今議員がおっしゃったとおりでございます。それで、市の持ち出しについても、全部、経済危機対策の中でやりますので、市の持ち出しについては一切ございません。で、どういうその状況の中でそういうことになったかということですけど、その、高齢者、高齢社会になっておりますので、

そういうその安全、安心を確保する意味で、中間駅にエレベーターを設置するという  
でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

いつからの話でございますか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

今年の11月ぐらいだと思います、この話があったのは。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

これ、第4次総合計画に載っておりませんが、どういう形で対応していくんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、第4次総合計画、先ほどもお話ししましたように、これは決めて、それ以外のことはしないということでもない、見直しを進めていながら、それぞれの時代にあった施策を展開するわけございまして、そのまあ基本的なものが第4次総合計画ということでございます。その中で、しなければいけない事業等々があれば、私ども実施してまいりたいと思っておりますけれども、これは、まあ、何で急にこういうことを決めたのか、議会軽視ではないかというそのご質問だと思いますけれども、これは今の緊急経済対策等々また含めまして、これは三者の話が一緒にならないとできんことでございます。まあ、中間市が、中間駅にエレベーターを設置をしてくれと言っても、国またJRのほうが財源がないからできませんよと、これは3分の1ずつの自己負担、3分の1ずつのものでございまして、これは中間市が全額1億2,000万円出しますよということであればできるんでございますが、そういうふうな財源もございません。そういう中で、JRまた国等々が、そういうふうな方向性を出してまいりました。それと、今言うように緊急経済対策等々も含めまして、急な話でまとまったものでございますんで、中間市も対応させていただいたという流れがあったところでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

市長、今後もこういうケースはあると思うんですね。ぜひ議会側にも、事前にご報告いただきたいと、こういうふうに思います。

続きまして、筑豊電鉄通谷駅前整備事業について具体的にお尋ねをいたします。

まず、筑豊電鉄通谷駅高架事業についてお尋ねをいたします。この問題は、平成7年6月議会において米満議員が初めて市議会で取り上げました。そして、この高架事業、30億から40億円程度の費用が必要であると、当時の藤田市長が答弁をされております。その後、約5年前の平成16年、北九州市との合併協議会の中で浮上いたしました。ここに、そのときの資料ございまして「北九州市・中間市新市建設計画策定に関する調書」というのがあるんですけども、こちらには、事業費は19億円と記載されております。ですから、先ほどのご答弁で、今回試算された総事業費100億円、これに大変驚いておりますけども、なぜ、事業費にこれだけの開きがあるのか、その点のご説明を願います。そして、また、今回試算された総事業費の100億円の内訳、これもあわせてご説明願います。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

詳細につきましては、担当のほうから説明させますけどもが、合併のときの19億円という話でございます。これは、私、あの当時は、その、この金目を試算したときは助役をやっておりました。そのときは、60億から、まあ、80億円という、大体私ども見積もり取ったわけでございます。それが、合併の話が起きたときに、これも北九州市のは、多分後づけだった記憶がございます。後からまあ、こういうこともやりますよという、そのときに出た金額がこの19億円なんです。これ、もう、ほんとに記憶がございまして、19億円でできるわけがないがなというその思いが、そのときしたというその記憶がございますんで、今その話させてもらっておりますが、助役のときに見積もり取ったときは、最高80億円はかかるだろうとそういうふうなその試算は、私どもは出したところでございます。北九州市が19億円、これは新聞に載ったんでございますけどもが、ほんとにこの金額ができるのかなと、そういうふうな思いがしたことは記憶をいたしております。

この詳細につきましては、担当のほうから。

**○議長（井上 太一君）**

野上建設産業部長。

**○建設産業部長（野上 忠良君）**

ただいま、市長が申しました事業費については、そもそも、この見積もり取りました時点で、見積もり内容は、現在の軌条の上にそのまま軌条をつくるという直上方式で見積もりを取っております。で、その後基準が変わりまして、直上方式のRではできないということになりましたので、再度これは仮設を考えて、仮設線路を引いて、そして新規にまたつくるという工法になりましたので、100億という事業費がかかっております。

で、その100億の内容でございますが、本工事の事業費が55億円、仮設工事が14億円、側道工事が3億円、それから測量試験費が4億円、用地補償といたしまして24億円で、合計100億円となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

財政課にお尋ねをいたします。もし、仮に現在の市道のまま、この事業進めるということになった場合、市の負担は半分の50億とのことですが、現在中間市の基金が約34億、このうちどのような基金がどれだけ使え、残りどれだけの起債、いわゆる借金になるのかをご説明願います。

そして、もう1点、いつになるかわからないこの県道、市道から県道に昇格した場合、市の負担額は幾らになるのか、これ概算で結構でございますのでお答えを願います。

○議長（井上 太一君）

高橋財政課長補佐。

○財政課長補佐（高橋 洋君）

残りの50億円につきましては一般財源となろうかと思いますが、すべて起債対応になるものと思われま。

以上です。

○議長（井上 太一君）

県道に格上げしたらどうなるかという。（「はい」の声あり）財政負担がどうなるかということは。（発言する声あり）野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

これが、県事業に採択されて、県がやるということになりますと、街路事業ですので25%、4分の1の負担ということになります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

次に、中間市第4次総合計画においても、御館通谷線の県道昇格による整備と筑豊電鉄通谷駅高架事業の促進と明記されておりますけれども、改めてお聞きいたしますが、高架事業に対する市長の率直な見解を再度お聞かせ願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど、はっきり私の気持ち申し上げました。高架事業するつもりは、今のところございません。って申しますのは、今、筑鉄自身、直方からの始発で動いているところでございますけどもが、何て言いますか、遠賀川にかかっております鉄橋、これがその耐震化になっておりません。地震があったときに、あの鉄橋が崩れれば、あれを再構築して、その筑鉄運営、運行するっていう、そういう財力がありませんっていう、筑鉄のほうからも話あっておりますし、この筑鉄自体がそういうその不安定な中での運営、今されておまして、そういう中でこれだけの多額な金を高架に使うっていうことは、本当に市民の皆様方のコンセンサスを得られるかどうかというその思いはいたしているところでございます。

それと、これも私ども第4次総合計画のほうには、ここに写し持っておりますが、通谷の高架事業についても強く県に要望していくと、県のほうに、県道、市道を県道に昇格していただいて、その後県事業でやっていただこうとそういうふうなその流れでございまして、今、中間駅から蓮花寺の交差点まで、まずそれまでは県道昇格させて、2段目として、それから先、向こうの北九州市に抜けるあの路線を、また県道昇格していこうかと、そのような計画の中で話が進めておりますけどもが、これは県もいろんな順番、順序がございまして、この事業ができて次の事業、その事業ができて、そのあたりというようなことで、なかなか県のほうも、これが済まないという方向性を出しておりますもんですから、その話が今のところ進んではおりません。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

次に、通谷駅踏切改良工事についてお尋ねをいたします。

昨年の9月、筑豊電鉄が国土交通省の九州運輸局から、通谷駅は危険な踏切であるという、まあ、こういう指導を受けたことによって今回踏切改良整備事業が進んでおると伺っておりますけども、これまでの経過と、そして今後の計画、そして現在の進捗状況についてご説明を願います。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

土木管理課長より報告をいたします。

○議長（井上 太一君）

三島土木管理課長。

○土木管理課長（三島 秀信君）

お答えいたします。

まず、通谷1号踏切の現在の経緯です。昨年度、九州運輸局のほうから、鉄道事業者に対しまして、現在の踏切が安全なのかどうなのかという、強い指導がっております。

鉄道事業者のほうにおきましても、現在歩道が完備しておりません。そういう状況の中で、これを歩道を広げて安全な歩行区間をつくろうということで、中間市に協力要請がありました。費用負担につきましては、事業主体を鉄道事業者とする、その前後の取りつけを中間市のほうでやらしていただくということで協議を進めてまいってまいりました。

ところが、今年度8月の九州ブロック連絡協議会、これは福岡県内の、九州の踏切に対してどのような措置を講じるかっていう具体的な話し合いをする会議でございまして、その席上で、鉄道事業者のほうから、非常に今、事業の内容が厳しいんで、この事業について一時中断、もしくは事業を中止したいという申し出がございました。で、そこで、この会議の後にお話し合いをしましょうということで、福岡県の道路維持課、九州運輸局、それから九州建設局、この3者と中間市、合同で会議を行いまして、この中でヒアリングを受けた内容が、実際、この踏切が安全なのかどうなのか、道路管理者としてどう考えておりますかということでヒアリングを受けました。実際問題、中間市としては、昭和56年に横断歩道橋を設置しております。この横断歩道橋の設置において、この1号踏切の改良は改良済みだという見解を持ってまいりました。

ところが、実際時代が変わりまして、高齢化しております。それから、弱者の方の横断、それから自転車等の通行にも、この横断歩道橋は利用できないとこのような状況になっております。このことから、道路管理者としても、これはぜひ改良しないといけない。で、鉄道事業者がそういう状況であるということであれば、九州運輸局のほうも、事業主体中間市において事業を推進していただくための補助工事、補助金についてはいろんなメニューの中から考慮しましょうということで結論をいただきました。

これを持ち帰りまして、上司に報告しまして、であるなら、中間市のほうで事業を行おうというような結論に達しております。この補助率につきましては、55%の補助をいただきます。というような形で進めていきたいと考えております。

これからの日程的なものでございます。まず、歩道の未整備の部分につきまして、緊急対策ととらえております。まず、歩道を確保するというので、今年度中、鉄道事業者と工法協議を行い、平成22年度中の完成を目指したいと考えております。

その次に、これと接します交差点の改良につきましては、抜本対策ととらえ、関係機関と協議を行い、歩道を完成いたしました以降、平成22年度以降、早期の着工に向けて作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（井上 太一君）**

片岡誠二君。

**○議員（17番 片岡 誠二君）**

時間がありませんので最後に、通谷駅前交差点改良工事についてお尋ねをいたします。

今回の市長の公約です。現在は交通渋滞以上に、自動車、歩行者の接触事故が頻繁に発

生しており、歩行者の安全確保こそが大きな課題となっております。幸いにも、現在まで死亡事故は確認されていないようですが、極めて危険な道路であります。この問題、緊急に対応すべき公約であると思いますが、市長、最後にお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございます。あそこ本当に危険性高いところでございます。公約にもございますので、道路形態等々も含めまして歩行者の安全を図ってまいりたいと、そのように思っております。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、松下市長が7月の市長選挙で公約に掲げておりました暴力追放についてお伺いをいたします。

覚せい剤取締法違反などで、有名タレントが次々逮捕され、芸能界を震撼させています。また、薬物の使用は芸能界にとどまらず、一般市民への広がりが出ています。

覚せい剤は常習性が高く心身をむしばみ、幻覚や妄想で他人に危害を加える事例を引き起こす危険な薬物です。厚生局麻薬取り締まり関係機関の担当者は「毎年の覚せい剤取締法違反などの検挙者数の約4割以上、5,000人から6,000人の初犯が出ており、まさに脅威です」と警告しています。雇用破壊など社会状況の急速な悪化が、普通の人と薬物との距離を縮めたとの指摘もあります。

中間市でも、薬物使用が一般市民にも広がっています。市民に覚せい剤を売りさばく主犯となっているのが暴力団です。暴力団を一掃し「安全で安心なまちづくり」を進めるには、暴力団事務所の撤去は不可欠です。中間市での暴力団がかかわる事件や覚せい剤等薬物の事件は何件ありますか。

昨年は11月17日に、第5回「暴力追放市民集会」が開催されました。この市民集会では、「すべての暴力を追放することはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、真に暴力のない平和で明るい生活環境を築かなければならない」また、「関係各機関、諸団体の連携と市民の協力のもとに、勇気と熱意を持って、暴力否定の体制を樹立するとともに、暴力団を恐れぬ、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」という暴力追放三不運動を実践し、安全で安心して暮らせる活力ある中間市の実現に向けて邁進するという、「暴力の絶対排除に関する決議」を採択しています。暴力追放、暴力団組事務所の

撤去に向けて、どのような対策を講じるのですか、市長の決意、所見をお伺いいたします。

また、飯塚市や直方市、その他多くの自治体で実施されている「暴力追放市民総決起大会」では、暴力団組事務所まで行進し、組事務所撤去を訴えています。中間市でも、今年は勇気を持って暴力団組事務所まで行進し、暴力団組事務所の撤去を訴えるべきではありませんか。市長の所見をお伺いします。

次に、「非核平和宣言都市」としての非核・平和事業の推進について質問いたします。

64年前の8月、1発の原子爆弾の投下によって、広島、長崎では、子どもたちも女性も老人も、太陽の数千倍もの熱線で一瞬にして焼かれ、放射線が人々を襲い、爆風で町も家屋も吹き飛ばされました。その年に亡くなった人は、広島で14万人、長崎で7万人、そして生き延びた被爆者は今も苦しみ続けています。

被爆者は、言葉では言い尽くせない惨状と悲劇を、身をもって知っているからこそ、「地球上のどの国にも原爆を落としてはならない」との思いで行動しています。「つらい被爆体験を語ること、書くことで、核兵器を廃絶させるためのエネルギーの源になることを確信し、被爆体験を語れるようになった。残虐な核兵器の廃絶こそ、人間の責任として取り組まなければならない仕事です」と、このように被爆者は語っています。今、全国各地で被爆者の体験を聞く集いが行われています。

また、今年4月5日、チェコのプラハで、アメリカのオバマ大統領は、「アメリカは、核兵器を使用した唯一の核保有国として行動すべき道義的責任がある。アメリカは、核のない平和で安全な世界を追求していく」と演説しました。世界は今、核兵器をなくす方向に大きく動いています。

ところで、中間市は1983年3月28日、「非核平和宣言都市」となっていますが、これまで非核平和行政をどのように進めてきましたか。また、来年5月、ニューヨークで「核拡散防止条約」再検討会議が開かれますが、核兵器全面禁止・廃絶条約の締結に向けて、平和市長会議などに参加し行動すべきではありませんか。市長の所見を伺います。

二つ目に、原爆写真展や戦争展の開催について伺います。

8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日です。また、15日は終戦記念日です。原爆や戦争の悲惨さを伝えるために、8月には市庁舎等に原爆写真パネルなど展示してはいかがでしょうか。市長の所見を伺います。

三つ目に、小中学生の平和授業について伺います。

私が、広島や長崎の原水爆禁止世界大会などに参加した際に、平和記念公園で被爆者の周りに子どもや学生が集まり、被爆体験を真剣なまなざしで聞いている様子をあちこちで見かけました。中間市は、8月6日に小学校でビデオ等を視聴しながら、平和授業を実施していますが、被爆者に被爆の体験を語ってもらう集いを行ってはいかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

暴力団組事務所を撤去し、安心して安全なまちづくりについてお答えをいたします。

中間市は、昭和40年に「暴力追放都市宣言」を行い、暴力を追放して、市民の人権と平和な文化を守り、明るいまちづくりを目指していく方針を明確にしていまいりました。ところが、市民の願いもむなしく、平成12年に組織暴力団が進出して、市内に暴力団事務所が設置されましたことはまことに残念であります。

このことを受け、特に児童、青少年に影響が及ばないようにするための対策といたしまして、刑法犯少年の多くを占める万引き及び自転車盗の抑止、シンナー等の乱用を撲滅するために、福岡県警察と教育委員会が一体となりまして、中間市非行防止推進協議会を設置するとともに、街頭ボランティア、「ふるさとみまわり隊」を結成し、非行防止とともに安全・安心のまちづくりを目指し、日夜街頭パトロール活動や青色パトロールカーによります巡回活動を行い、犯罪抑止に取り組んでいるところでございます。

ご質問の暴力団組事務所の撤去についてでございますが、憲法第21条第1項に定めます「結社の自由」に抵触しないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律におきましては、暴力団への加入の禁止、団体の活動の規制、解散については定められていないことから、同法律第3条による指定暴力団の指定を受けても、指定暴力団構成員の暴力的要求行為が規制されるだけであり、この法律に基づいて、暴力団事務所そのものを撤去させることは非常に困難でございます。

また、同法第9条では、指定暴力団の行う一定の反社会的な不当な行為を「暴力的要求行為」として、21項目にわたり禁止をいたしております。また、同法第30条では、暴力団事務所やその周辺において、組事務所組の看板や代紋等を掲示すること、粗野な言動や威勢を誇示すること及び示談交渉等の場として利用を強要することを禁じており、これらの禁止規定に違反すれば、公安委員会が措置命令を行います。また、暴力団の対立抗争時には、事務所の使用制限命令を、同じく公安委員会が行います。

このようなことから、本市におきましては、暴力団組事務所そのものが違法ではなく、取り締まりの対象になっていないだけに、大変苦慮いたしておるところでございます。

また、覚せい剤等の薬物使用につきましては、警察において取り締まりを強化している状況でございます。いずれにいたしましても、暴力団事務所の撤去等に向けましては、警察当局及び地元関係者等と連携を密にして、情報を早く察知し、市民の皆さんが安心、安全な生活が送れるよう、あらゆる面での努力をしていきたいと考えております。

次に、暴力追放市民集会における行進につきましてお答えを申し上げます。

中間市暴力追放市民集会は、平成16年11月から開催され、今年で第6回目を迎えることとなります。これまで、多くの市民の方や折尾警察署を初めとする多くの関係機関に

ご参加をいただいております、深く感謝をいたしておるところでございます。

さて、この集会においては、例年参加をいただいた皆さんと暴力追放を願い、なかまハーモニーホールからショッパーズモールなかままで、啓発のための行進をしております。

この行進においては、同集会の前に行われます中間市暴力追放推進協議会の幹事会において決定されておりますことから、今回、青木議員がご質問でございます「暴力団事務所までの行進」については、この中で検討してまいりたいと考えております。

今後とも、中間市からあらゆる暴力とその要因をなくし、安心・安全で住みよいまちにするため、福岡県折尾警察署や福岡県暴力追放運動推進センターなどの関係機関と強い連携のもと、市民と行政がしっかりスクラムを組み、議員の皆様と歩調をあわせ、粘り強く暴力追放運動を展開してまいりたいと思っております。

そのときは、私もその先頭に立ちまして、その成果が私の公約の一つでございます「暴力のない明るいまちづくり」を推進させることになると、日ごろより考えておるところでございます。

次に、非核平和行政の推進についてお答えをいたします。

非核平和都市宣言は、地方自治体が核戦争の防止と核兵器廃絶の意志を宣言するものでございます。本市におきましても、昭和58年3月に中間市議会において、恒久平和を願い、中間市内への核兵器持ち込みの拒否、核保有国に対する核兵器の廃絶の訴えについて決議がなされ、非核平和都市宣言をいたしております。この決議の採択を受けまして、市では宣言塔を市立病院の敷地内に設置をいたしているところでございます。

昨年は、宣言をしてから25年目でございますことから、市民の皆様にご改めて戦争の悲惨さを知っていただくとともに、平和への願いを新たにさせていただきたいというそういう思いから、職員を広島に派遣をいたしまして、被爆された方から当時のお話をお伺いいたしております。

お伺いいたしました悲惨な体験は、写真を交えまして、これは20年12月10日号の広報なかまに掲載したところでございます。被爆された方から貴重な話を伺ったことで、私自身も改めて広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないと痛感をいたしたところでございます。

また、本市の職員につきましても、広島、長崎に原爆が投下された日時には、原爆の犠牲になられた方へ哀悼の意を表するとともに、世界恒久平和の実現を祈念をし、庁内放送による職員一斉の黙祷を行っておるところでございます。

中間市議会におきましても、本年6月議会で、核兵器の使用、実験、研究等の一切を禁止した「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を1日も早く関係諸外国が締結をすることを求めた意見書が、全会一致で可決をされたところでございます。

本年4月5日に、アメリカのオバマ大統領がチェコ共和国のプラハにおきまして、核兵器のない世界を提唱したことは記憶に新しいところでありますが、これが世界の潮流とな

って、核のない平和な世界が一日も早く実現することを、私自身強く希望するところでございます。

いずれにいたしましても、核兵器のない世界を築いていくことは、人類共通の責務でございます。このことから、今後とも国、県等の関係機関と協力し、非核平和事業についての情報を共有するとともに、原爆写真のパネル展示も含め、さまざまな媒体を活用して原爆の悲惨さを訴え、平和行政を推進してまいりたい所存でございます。

学校における平和授業につきましては、教育長のほうからお答えを申し上げます。

#### ○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

#### ○教育長（吉田 孝君）

続きまして、私のほうからお答えいたします。被爆の体験を語る集いについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子どもたちに平和授業に限らず、さまざまな体験者から生の声を聞くことは教育上大変大切なことだと思います。現在、行われている平和授業の内容を報告しながら、お尋ねの件について述べさせていただきます。

小学校の平和授業につきましては、各学校の教育課程、つまり年間の授業の計画に基づき、より効率的、効果的に行われるように、それぞれの学校で工夫し、学年の発達段階に応じた指導が行われております。

一つ例を挙げさせていただきますと、低学年では「おこり地蔵」の紙芝居やビデオを視聴したあと、原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを理解させる指導を行っています。中学年では、「黒いお弁当」や「はだしのゲン」というアニメーションを視聴させた後、広島、長崎の被害状況を知り、原爆の恐ろしさや悲惨さに気づかせ、感想を発表させるということを行っています。高学年になると、「赤い背中」というNHKスペシャルで放送された番組を活用しています。その中には、原爆の被災者の話が語られる場面がたくさんあります。それらを通して、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の大切さについて考えさせ、論議させるという授業を展開しております。

このように、子どもたちに段階を追った学年相応の教材資料を使って指導しております。特に、小学校の最高学年の6年生になりますと、1年生から5年生まで、学年に応じた学習を積み重ねて、そのまとめとして修学旅行で原爆被災地である長崎市に行き、原爆資料館、原爆中心地跡、平和祈念像の見学等で、原爆の悲惨さを目の当たりにして、効果的な平和学習を行っています。そこでは、原爆で亡くなられた方の慰霊碑を、全校で折った折り鶴を献上し、平和について考えるという機会を設けています。また、その修学旅行で、現地の被爆された方々から直接お話を伺うという取り組みをした学校もあります。その他、中間市在住の被爆された方の体験を、体育館で全校や学年で聞くという取り組みも過去に行っております。

このように、体験者から直接お話を聞くことは、児童、生徒の心をゆさぶり、平和の大切さを認識させる上で大変重要なことでもあります。8月6日の平和授業のみならず、日ごろの学級活動、道徳の時間等で、ゲストティーチャー事業等を活用し、被爆されている方から直接体験談を伺うような機会を今後も設けるよう努力したいと思います。

**○議長（井上 太一君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

まず、暴力追放市民集会の行進で、幹事会で検討ということで答弁いただきましたけれども、新聞記事によりますと、7月18日、住民と行政が「福岡市城南区暴力追放市民集会総決起大会」を開催して、市民約600人が事務所まで行進し、撤去を訴えました。こうした住民の運動が実を結び、8月12日には事務所を撤去するという誓約書が提出されたとあります。そういうことの効果もありますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいということを一言申し述べたいと思います。

次に、昨年12議会におきまして、多くの市民が暴力団事務所撤去を求めていることを、暴力団事務所に申し入れをしてほしいと、このように私は質問しましたところ、市長は「行くのは行っても構いません」と、このように答弁しております。選挙公約の第一歩として、こうした積極的な行動を起こしてはいかがと思いますが、お伺いいたします。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

言われますように、私どもも暴力団事務所撤去というのは、強い思いでいるところがございますが、いろいろなことでなかなか前に進んでまいりませんが、そういうふうな申し入れ等々は、また、これは、一応私ども警察署のほうともよく相談しないと、ほんとに、まあ私どうなっても構わんですけれども、私1人行くわけにもまいりませんで、どなたかついて来ていただくわけがございますが、そういう方に対しましても、やはり安全確保というのが私にとりまして大きな部分を占めておりますので、警察とも相談しながら前向きにやっていきたいなとは思っております。

**○議長（井上 太一君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

かなり前向きな答弁をいただいておりますが、やはり、直接訴えるというのは、先ほど言いましたように、市民の皆さんの集会でも、そちらに向かってじかに訴えて、やはり撤去をしようというような動きもどんどん出ておりますし、もちろん1人で行かれるってことはありませんので、ぜひこれを実現していただきたいと思います。

続きまして、先ほど答弁の中でいろんな法律を出されて規制できない、撤去できないと

というような答弁がありましたけれども、「何人も命、身体、財産等を侵されることなく平穏な日常生活を営む自由ないし権利」すなわち人格権が憲法で保障されています。「平穏な日常生活の営みを侵害されたり、または侵害される恐れがある場合には、人格権に基づいて、現に起こっている侵害を排除し、または将来の侵害を予防するため、その行為の差し止め、またはその原因の除去を請求することができる」と。こうした裁判所の判決が出ておりました、近隣では久留米等々で暴力団事務所が撤去されたと、このような事例も起きております。暴力団の居住権ばかり市長は主張しておりますが、市民の皆さんの人格権について、市長に見解をお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

別に、その、暴力団の居住権云々、私が擁護しておるわけでも何でもございませんし、この人格権につきましても、最近新しいそういうふうな動きっていうのが出てきております。そういうなのも十分検討させていただきながら、前向きに検討させていただきたいとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

重ねて、かなり積極的に動くっていうことではありますが、前回の質問の中で撤去した場合のこと、もう撤去されるということを私は確信しておりますけれども、そうしたときに、もうどこに行くのかと、よそに行ってしまう、また同じ市内だとか、よそが迷惑するんじゃないかというような市長の答弁もあったかと思っておりますけれども、実は、ご存じだと思いますけれども、直方市は昨年7月1日に直方市暴力追放等推進条例を制定しております。その第7条には「市民は暴力団事務所に使われることを知りながら、暴力団等及び暴力団員等に対し、土地及び建物の売買、賃貸等を行ってはならない」また、佐賀県でも同じような条例をつくっております。中間市でも、こうした条例をつくるべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市営住宅等々、またこれは工事関係もそういうふうな規制しとるんやないですかね。暴力団入ったらいけんっていうような、その、そういうふうな、これは、市営住宅はそういう暴力団入ったらいけませんっていうような条例は、もううちは大分前につくっておりますし、そういうふうな暴力団がつけ込むような、そういうふうな市にしたくないという思いの中で、それなりの手は打っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

確認いたします。公営住宅ではなくて、一般の土地に中間市内で不動産等々がそういう暴力団ってわかって、土地の売買、家の売買をしてはならないという条例をつくってるということなんですけれども、そういう条例をつくるべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうのを、そうですね、これは、私どもはその本当にわからない部分あるんですよ。この方は暴力団ですよっていうのははっきりわかっておれば、私どもそういう方には入札なんかは参加させませんけども、かわりの方立てたり、いろんな手を使ってこられますんで、そういうあたりは十分その、市有地売却につきましては、ある程度の縛りっていいですか、住宅じゃないといけませんよとか、そういうふうな事務所等々建てられないような、ある程度の条件整備はして、私どもは売ってるわけでございまして、そういうふうな条例につきましても、よそ、やってるということであればやっていきたいとは思っておりますが。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういうことで、市の土地はもちろんのことですが、中間市内で民間も含めて、市としてそういうことをしてはならないという条例を、ぜひつくっていただきたいというふうに思っております。

次に、平和の問題についてお伺いいたします。

中間市は、28年前に中間市非核平和宣言都市と、こういうふうになっておりますが、今、平和市長会議っていうのがありまして、日本では388自治体、これは国際的なものですが、県内も福岡県では飯塚市、嘉麻市、久留米市、田川、お隣の直方など、16の自治体がこれに加盟しております。これはもちろん、非核平和に向けていろんな行動を起こしていますけれども、こういうところに参加をしてはいかがでしょう。お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

それは、その、国内でのそういうふうな会議をやっておるんですかね。よくわかりませ

ん。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

平和市長会議っていうのは「原爆による被爆が二度と繰り返してはならないとの信念のもと、都市と都市との緊密な連携を通じて核兵器廃絶に向けた市民憲章を、国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市、長崎市が中心となって、1982年に設立されております。1991年には、国連NGOとして国連の経済社会理事会に登録されております」ということで、国際的なことではありますけれども、先ほど言いましたように、お隣直方市もそういうところに加盟してやっております。ぜひ、そういうところにも参加して、平和事業を中心に行っていかれたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

この平和市長会議につきましては、全国的にも現在366の市町村が加入しております、20.45%の加入率でございます。県内におきましても、今、青木議員さんがおっしゃったように16の市町村が加入しております、最近では直方市、田川市と、近隣の市も加入をしていっているところでございます。今後、この平和市長会議の内容等検証させていただいて、検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

こうしたところが、例えばつい最近新聞載っておりましたが、宮崎県の都城市では、核兵器廃絶署名というのを、市長先頭に市で取り組んでいるということで、回覧で皆さんに回してやっていると。それで来年の、先ほど言いました核不拡散再検討会議、そこに提出しようということで意気を上げておりますが、そういう行動も含めて、市長、どうでしょうか。これは、平和市長会議に参加されてなくても、こういう取り組みはできると思いますが、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この、当然、私どもが先頭に立たないかんという、その立場がございすけども、その市長が先頭に、市長が、市長がということでもなく、これは市民の皆さんがやってもいい

事業と思います。これは、その、平和、皆さんの願いでございますので、市長がせんと、皆さん方もやらんという、そういうその部分でもないし、そういうふうな、しかし、市長としての、リーダーとしてのそういうその方向性というのは、今ご意見賜りまして、しっかりやっていきたいなど、そのようには思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そうですね。そういう核兵器をなくそうという、そういう連絡会等をつくって、ぜひそういう方向で頑張っていけたらというふうに思っております。

また、平和事業として、岡垣町では、本年度167万5,515円という予算を組みまして、ここに案内を、もう済んだことですが、朗読劇、今回はRKBの若手の5人の方たちを招いてサンリーアイで朗読劇をして、町民の皆さんですかね、岡垣町では、随分と感銘したというようなことも聞いております。こうした取り組みを、先ほど市職員が広島に行きまして被爆者の話等々に参加して、市の職員の皆さんに話したといいますが、そういう、市民的にそういう運動っていうんですかね、そういう企画をされてはいいかと思いますがどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

市民向けにつきましては、昨年12月10号の市の広報におきまして、市の職員、広報の職員が直接被爆体験者、証言者の方にお会いして、その証言内容を詳しく掲載して、啓発を努めたところでございます。

今後は、また、そういう事業を進めながらも、一緒に考えていきたいとは考えておりますが、市民向けにはそういう各戸配付した広報の中で啓発したところでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

なかなか、高齢化が進んでますので、広報は皆さん熱心に読んでおられるとは思いますが、やはりじかに、先ほど教育長の答弁もありましたけれど、生でそういうことを聞いたり見たりするっていうことは、感銘度が違うと思うんですよね。で、核兵器をなくそうと、そういう気持ちを奮い立たせると思っていますので、先ほど市庁舎等にパネル展をしたりとか、そういうような朗読劇ではなくてもいろんな企画を積極的にしていけたらいいかと思いますが、もう1度、市長、よろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

これは、もう原爆が投下されましてもう64年という、大変長い時間たっております。私どもが一番心配しますのは、ほんとに悲惨な原爆ですね、ああいうふうなその恐ろしい、また、戦争絶対反対、なくそうというその思いが、随分と風化してきているなあというその思いがございます。終戦記念日等々にあたりましても、被爆地、広島、長崎だけが、ある程度皆さんがこう意識が高まっているんでございますが、そのほかの県、市におきましては、余りそういうふうなその動きっていうのが見られません。そういうふうな意味で、この悲惨な体験っていうのは風化させたらいけない。これは、もうほんとに後世まで語り継いでいかなければいけないというふうなそういう思いは、私自身もほんとに強く持つてるところでございまして、今言われますように、まあしかし、この原爆のそのパネル等々も、大変悲惨な部分があるんですよね。だから、どこまでの物を展示していいかという部分もございまして、そういうふうな悲惨な体験を風化させないように、また唯一の被爆国でございまして日本っていうのが、ほんとに世界に対して非核、核廃絶っていうのは、訴えていかなければならないとそのように思っております。

私どもが、いつもこれを考えるときに思うのは、地球温暖化等々の、そういうふうなことでございまして、ほんとに個人では無力感を持つわけなんですよ、ほんとにですな。しかし、まあ、一人一人の思い、またそれぞれの自治体等の思いが一緒になれば、大きなものになってまいりますので、そういうふうな悲惨な体験を風化させたらいけない、また、しっかり平和というのを訴えていかなければいけないという思いは十分ございまして、対応させていただきたいとそのように思っております。

**○議長（井上 太一君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

そうですね。風化させてはならないと、この思いをしっかりと皆さんも胸に持たれると思います。

教育長にお尋ねいたします。

水巻町では、平成10年から毎年8月9日に、中学生を対象ですけれども、平和授業として、被爆の語り部として被爆者を招いて講演会を実施しているということです。お聞きしますと、交通費も含めて10万円程度で毎年やってるということですよね。で、まあ、私はじかには聞いておりませんが、水巻町の人に聞きますと、本当に子どもたちが真剣に聞いていると。もう、大勢集まるから騒ぐのではないかなと思ったけれども、意外や意外、もうしんとなって一生懸命に聞いていたということを知りました。ぜひ、もうご存じのように、被爆の実相を語れるのは被爆者だけですが、平均年齢がなんと75歳を超えています。被爆者の高齢化が進み、被ばく体験を語れる人が本当に少なくなっているとい

うことですので、こういう、数年前にそういうことをしたと、過去にあったということで  
すけれども、やはり毎年、被爆者の生の声を子どもたちに届けるということをしてはどう  
でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

先ほども申しましたように、今後そういうふうになりたいと思っておりますが、やは  
り、今、修学旅行、昔別府から、小学校が長崎に変わったということは、そういう声が聞  
こえると、またそういう悲惨な写真等を見ると、そういうところで、6年生ですけども、そ  
ういうふうな形に変わっていったと。今、青木議員が言われましたように、中学生とい  
うことで、中学生のほうもそういう授業は年間通じて、いろんな形で平和授業をやって  
るようでございますけども、また今後そういうふうなことを検討させていただきたいと思  
っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

最後に、やはり8月に、やっぱり皆さんが「こういう月だ」ということを再認識する  
という意味で、毎年、多くの人たちを対象に、1学年とかだけじゃなくて、ぜひやって  
いただきたいというふうに思います。財政措置も、ぜひ、大したお金ではありませんので、  
市長のほうでぜひそういうことも実践するという方向で考えていただきたいと思いますが、  
最後に一言答弁いただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

考えさせていただきたいと、このように思います。

○議員（6番 青木 孝子君）

検討する。

○市長（松下 俊男君）

はい。

○議員（6番 青木 孝子君）

以上で終わります。

.....  
○議長（井上 太一君）

次に、藤本利彦君。

○議員（2番 藤本 利彦君）

農政クラブの藤本でございます。初めての質問で緊張いたしております。不手際がございましたら、お許しを願いたいと思います。二つの案件につきまして、お尋ねをいたします。

一つ目、川西地区の企業誘致についてお伺いいたします。

若者定住促進のため重要な施策の一つは、企業誘致による雇用対策だと思います。以前検討されておりました五楽北部工業団地については、その接続道路となる二タ股東中牟田線や鞍手町において仮称ですが、筑豊インターチェンジの建設が進んでおります。基盤整備については着々と進んでいると思われませんが、7月の市長選挙で松下市長が掲げられた10の公約の中には、工業団地について触れられておりませんでした。五楽北部工業団地の計画について、その後の進捗状況と実現の可能性について、市長の見解を伺います。

二つ目でございます。旧社会福祉センター跡地の利用についてお伺いいたします。

垣生公園内の旧社会福祉センター跡地利用については、JR福北ゆたか線のアンダー工事が完成して周辺道路や公共下水道が整備された後に、地元や議会との協議の上検討していくとのことでした。今年3月に、アンダーパス部分の開通式が行われ、周辺整備も一段落したところですので、跡地利用についての現在の状況と今後の方針を伺います。

1回目の質問を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

まず、川西地区の企業誘致につきましてお答えを申し上げます。

過去の経緯につきましては、平成18年1月に経済振興課内に企業誘致係を新設し、仮称でございますが、五楽北部工業団地計画のためのプロジェクトチームを結成いたしました。

この計画は、まず農地法の規定に基づき、地権者及び耕作者全員の同意書をいただきまして、農業振興地域除外の手続、地区計画書の策定等を進めるため、県や近隣市町村等の状況調査を行いました。平成18年3月に、地元の砂山地区より、地区全体を対象に説明会を開くよう要望がなされ、5月に当計画に対する検討委員会を設置し、「買収単価」「税の控除」「代替地の整備」等、条件の提示を行い、協議を重ねてまいりましたが、10月に同委員会により、一部地権者の協力の見通しが立たないので、地元としては委員会を解散するとの報告がありました。

しかしながら市といたしましては、今後も継続的に進める旨委員会に伝え、一時的に中断する期間がございましたが、平成20年5月に、国土交通省が平成21年10月から平成26年まで、中島の掘削工事を計画しているとのことで、その掘削土量の残土埋め立て地として、仮称五楽北部工業団地を利用することについて協議をいたしました。

これによりまして、造成費が安価になり、また、市の発展のためには企業誘致を行うこ

とが最優先であることから、平成20年5月に再度説明会を開催いたしました。この造成計画は、先に述べましたように、地権者及び耕作者全員の同意が必要であり、今回は行政が主体となりまして同意書の収集をしまいましたが、地権者43名中数名の方からの同意が得られず、最終的には本年3月に同意を得るべく、私と副市長も出向きましてお願いを申し上げましたが、同意が得られない結果となっております。

なお、工業団地の件を公約に触れてなかったことにつきましては、先に地元説明会でも一時中断としており、このことから公約には入れなかったものでございます。

今後、市の方針といたしましては、当初の目標であります企業誘致により雇用の確保や財源の確保を図り、若者のふるさと離れを防止するためにも、今後も企業誘致に向け、時間をかけても地権者全員の皆様方の同意がいただけますよう、継続して頑張っていきたいと思っております。

次に、社会福祉センター跡地の利用についてお答えをいたします。

JR福北ゆたか線の垣生アンダーパス工事は、本年3月に県道本線部分が完成し、供用開始をいたしております。側道の整備も、本年12月までには完成する予定でございます。また、社会福祉センター跡地の汚水を受ける公共下水管の敷設も、本年度の事業で既に完成をいたしております。

社会福祉センター跡地利用は、川西地区の活性化、ひいては中間市全体の活性化を大きく左右するものにとらえ、昨年11月に庁内でプロジェクトチームを結成し、跡地利用の検討をしているところでございます。

この跡地は、都市公園であります垣生公園の敷地内に位置しておりますことから、都市公園法の規制を受けるため、一定要件の建物しか建築できないこととなっております。

現在のところ、案といたしましては、垣生公園利用者の休養施設、子どもたちが自然の中で行う体験学習を補完する施設、垣生公園や中間市の歴史を学べる施設、農事センターの機能を有する施設など、世代を超えた地域の交流拠点となる施設を建設するとともに、川西地区に日用品を取り扱う店舗がないこと、地元農産物の地産地消を推進し本市の農業を振興するため、地元の産物などを扱う農産物直売所を利便施設として建設する、複合施設案が固まっております。農産物直売所につきましては、運営方法など、民間を交えて詰めているところであります。

施設につきましては、平成22年度に建設工事に着手をする予定で、平成23年度のオープンを考えております。また、調査設計費用につきましては、本議会において補正予算の提案をいたしているところでございます。

今後の予定といたしましては、本年度中に専門設計業者を交え、計画案を煮詰めまして、議会や地元に諮ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

藤本利彦君。

**○議員（2番 藤本 利彦君）**

経過は全くそのとおりでございます。21年5月20日に最後の地区の説明会がございました。この中で市長は、この事業は中断しますということの答えをいただきました。で、質問しますと「どういう理由で中断されるんですか」ということで質問しますと、「これだけ今経済が冷え込んできている中で、これはやっていけないんだ」という答弁でしたが、私思うに、これは一番当初から買収ではないと、2本立ていきますと。まず、土地の確保をするために、同意書をいただくんだと。で、片方では営業活動を行って企業誘致をするんだということで地域の説明会ございました。これは全くその通りだと思うんですが、そのことを言われとる中で中断をする理由で、何でその経済が冷え込んできたのに、同意書をもらうのに理由になるのかなと思いましたので、そのあたり答弁をお願いいたします。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

先ほどの答弁の中にもございますように、私どもも地権者の方に鋭意当たったんでございますが、数名の方がなかなか同意書をいただけないという部分がございます。これは、損得抜きの話でございまして、ただその単価が安いから売らんとか、そういうことじゃございません、もうはっきり言いまして。その先祖伝来の農地を守りたい、またその美田を残したいというそういうふうな思いの中で、私どものお願いが通じんという部分がございまして、これはまた少し様子を見て、様子を見ながらお願いしにいかないけないなど、そういうふうな思いでおります。これは、その、収用法等々で強制買収なりっていうことは、もう無理な事業でございまして、どうしても地権者の同意、ご理解が必要な事業でございまして。そういうことで、これは、将来に向けて、先ほど申しましたように、私にとりましても重要な施策でございまして、今中断はいたしておりますが、将来に向けてまた鋭意努力して頑張っていきたいと、そのように思っております。

**○議長（井上 太一君）**

藤本利彦君。

**○議員（2番 藤本 利彦君）**

そういう、市長の気持ち、今強く感じました。で、中断ということは早い時期にやめていただきまして、まず同意書を集めるということをしていただいて、土地が確保できれば、これは営業活動何ぼでもできます、企業誘致にですね。何も無いのに営業活動できませんので。

それと、もう皆さんご存じかと思いますが、メディアの中で、トヨタがまだ半分こっこの福岡県に来るんだというふうなことも流れておりました。二極化するんだということで。

今回は、ぜひ乗り遅れないように、そういう企業誘致を行っていただきたいと思います。これは、市の活性化には私につながるといいます。雇用場所が生まれ、若者が定住する、税収アップにもつながるといことになるといいますので、ぜひ、これは早急に中断は取りやめてしていただきたいと思います。

それと、旧福祉センター跡地でございますが、今計画聞きましたので、早急にこれもしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

.....

**○議長（井上 太一君）**

それでは、この際午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

**○議長（井上 太一君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、古野嘉久君。

**○議員（12番 古野 嘉久君）**

清風会の古野嘉久でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

生涯学習施設の再構築であります。近年、男女共同参画社会の形成、家庭、地域、非常に変化は早く来ております。このような社会情勢の中で、自然と調和した生活環境の実現へ進めるためには、社会情勢の変化の中、非常に厳しいものがございます。個人から人、価値観も多様化している中で、学習に生きがいや楽しみを見出したいと思っている人たちがますます増加しております。

学習施設は、本市にとりましての現状は、中央公民館を中心に、図書館、歴史民俗資料館、人権センター、体育文化センター、市立病院、ハーモニーホールと、コミュニティゾーンがありますが、南校区にはご存じのように、生涯学習センター、ハピネスなかま、また中間校区には働く婦人の家等があります。

このような高齢化が進んでいる中で、市民の方々は健康で親しい人と楽しい人生を送ると願っている中、ここの第1点目のお尋ねでございますが、川西地区学習施設について、現状はどのように思われているのか、高齢者の方々への対応についてお伺いいたします。

続きまして、高齢者が健康で楽しい体力づくりスポーツ指導員がおりますが、この現状についてもお伺いいたしたいと思っております。

続きましては、文化振興についてでございます。文化の振興は、心豊かな人づくりや活力ある明るいまちづくりに必要なことです。地域に根差した文化活動が、次世代を担う子

どもたちと健全育成を図る生きる力を生むことだと思えます。本市における文化とは、どのような位置づけで取り組んでおられるか伺いたします。

4点目でございますが、中間市生涯学習基本計画についてでございますが、中間市の生涯学習基本計画は、平成11年に制定され、10年の年月を経過しております現在、生涯学習のまちづくりの現状に、その成果について伺いたしたいと思えます。

これで、第1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（井上 太一君）**

吉田教育長。

**○教育長（吉田 孝君）**

生涯学習施設の再構築についてお答えします。

戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行していく中、高齢者の皆さんが住みなれた地域ではつらつと、いきいきと生活し、それまで培った知識、経験を生かした社会参加活動など、高齢者のニーズにあったさまざまな施策を創造、実施していくことが求められております。

現在、本市におきましては、高齢者を対象とした講座や老人クラブ連合会など、高齢者を中心とした活動が、社会教育施設で活発に行われ、各町内公民館で開かれている地域で見守り支えあう活動の場「いきいきサロン」なども広がりを見せております。

ご質問の「川西地区」の学習施設に関しましては、旧社会福祉センターが移転し、現在川西地区の公的施設は、市営球場と農事センターだけとなっております。このご指摘のとおり、各生涯学習施設は東部地区に集中している状況であります。

こうした状況もあり、また川西地区の活性化を図る上から、旧社会福祉センターの跡地利用について、昨年11月に庁内にプロジェクトチームが結成されております。

このセンター跡地利用の状況については、先の藤本議員のご質問で、市長がお答えしておりますが、教育委員会もこのプロジェクトチームに参加しておりますので、生涯学習の促進といった視点から、その学習機能をぜひ取り入れていただくよう強く要望しているところでございます。この施設整備により、川西地区における生涯学習施設として中心的な役割を果たすことができるものと考えております。

続きまして、高齢者のためのスポーツ指導員についてお答えします。

本市におきましては、現在のところ20名の方に体育指導員の委嘱を行っております。その内訳は、軟式野球、ソフトボール、バレーボール、レクリエーション各4名、卓球、ソフトテニス、柔剣道、バドミントン各1名の方々に、各スポーツ団体が行う競技大会等においてご協力をいただいております。

議員ご質問の「高齢者のためのスポーツ指導員」といった特定の年齢層についての指導員といったものは特段には設けておりませんが、高齢者の方が多く参加しておられます卓球、ソフトバレーボールなどについては、体育指導員がその指導等に当たっております。

今後におきましても、体育指導員については、研修会や講習会を通して資質の向上を図るとともに、新たな指導員の発掘養成に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者向けスポーツ指導者の位置づけについては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、文化振興についてお答えいたします。

文化は、私たちに感動や生きる喜びを与え、心豊かな社会を形成するためにはかけがえないものでございます。本市における文化の位置づけは、第4次総合計画におきまして基本目標の一つに掲げられ、人をはぐくむスポーツと文化の都市づくりを目指しております。本市の文化芸術の振興を振り返りますと、平成3年に市内の演劇、音楽、舞踊などの文化サークルや団体が一同に集結した「中間市文化団体連合会」が結成されました。

そして、文化活動に携わる多くの方々の熱意は、本格的舞台装置を備えた市民会館の建設機運を高め、平成7年に「中間市文化振興財団」を設立させ、翌年に「なかまハーモニーホール」が開館しました。

このように、本市においても、文化、芸術活動の拠点が整備されたことで、この「なかまハーモニーホール」において、中間市文化団体連合会等の各団体が、自主的に多彩な文化芸術活動に取り組まれております。

また、ご指摘のように、今後は地域に根差した文化活動がより一層重要になっていくものと考えております。そのため、コミュニティ文化祭や文化団体連合会文化祭、美術展などの文化事業を支援するとともに、市民各層に対する啓発や中央公民館、図書館などの文化関連施設のネットワーク形成を図ってまいります。

さらに、国や県の文化振興モデル事業を取り入れるなど、市民が良質な文化活動に触れる機会を提供し、文化芸術にかかわる方々や、組織を支援するための担当窓口を、本年4月に振興財団に窓口を設置いたしました。

こうしたことから、今後は、なかまハーモニーホールの利用促進に努め、本市にとって特色ある地域に根づいた文化の芽を育ててまいりたいと考えております。

次に、中間市生涯学習基本計画についてお答えいたします。

生涯学習は、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の実現を目指すということを共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育などの、人の生涯を通じた幅広い学習機会の場で行われるものであります。

本市では、市民の学習意欲の高まりや価値観の多様化に応えるために、教育委員会と市長部局が一体となって平成11年に生涯学習基本計画を策定いたしました。「であい・ふれあい・学びあい 生涯学習都市なかま」をテーマに設定し、市民一人一人が学習活動を通して、いきいきと楽しく、心豊かな充実した人生を送っていただけるよう具体的な生涯学習を推進するため、21項目の振興方策を策定しております。

その中で、さまざまな事業を実施してまいりましたが、本市の生涯学習推進の牽引役を担う役割として「アクティブなかま生涯学習まちづくり事業」の実施に力を入れてまいりました。なかでも、市民と行政職員がともにまちづくり事例を調査研究する市民研修派遣事業では、環境、福祉、健康増進、文化振興、地域安全など、多分野にわたって関係者と協議を行い、本市での振興案などを報告書にまとめております。

また、高齢化社会に対応した学習活動やボランティア活動の推進、さらに男女共同参画社会の形成については、基本計画策定後に担当部署が設けられ、時代の流れに即した組織づくりが行われています。

さらに、いきいき地域づくりとして、町内公民館の支援を進めるとともに、学びあいと支えあいの精神に基づき発足した「生涯学習人材バンク」は、ボランティア組織の一元化によって名称をボランティア講師派遣事業とし、現在、市民協働課のボランティアセンターで継承されております。

生涯学習基本計画で提唱された21項目は、ともに学びあう仕組みをはぐくむとともに、市民研修派遣事業に代表される各参加者がそれぞれの分野において、行政と地域のパイプ役を果たしている現状も生涯学習の推進に向けての10年間の成果の一つだととらえております。

生涯学習の推進に当たっては、個人の学習ニーズに応えることが目的とされがちな状況の中、本市におきましては、学習成果が地域に還元される生涯学習社会の構築を目指して諸施策を実施してまいりました。今後も、行政と市民が一体となった協働による生涯学習のまちづくりに取り組むとともに、新たな振興方策も検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

川西地区における生涯学習施設の件でございますが、社会福祉センター跡に、午前中に藤本議員の質問がありましたように、市長の公約でありましたように、市民の集える施設として再築されるということでございますが、教育委員会におけるプロジェクトもその中に参加をされるということでございますが、教育委員会として具体的にどのような計画をお持ちなのか伺いたしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えします。

今現在のところ、児童、生徒を対象とした通学合宿施設、通学合宿のための宿泊施設とか、垣生公園内の自然歴史と連動した文化財展示施設、また高齢者を対象としました健康

教室等といった研修室の要望ですね、計画要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

じゃあ、早急に、住民の方々の希望に持てる対応をしていただきたいと思います。

続きましては、高齢者のためのスポーツ指導員のことでございますが、現在中間市には体育指導員が20名選定をされとるということでございますが、スポーツ振興に、スポーツ事業の企画あるいは立案はもとより、各スポーツ大会の運営に至るまで、住民に対する技術指導もあわせ、助言、役割を持つということでございますが、この体育指導員が協力されておる中で、体育指導員の選定について基準等がございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えいたします。

選定基準とって、特段には設けておりません。しかし、スポーツに関心、理解がある方、またスポーツの実技指導、そういったものができる方、また大会運営の企画立案能力のある方といった、こういったものを見ながら選定しているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

体育指導員会議で研修会などを開催しているようですが、どのような研修をなされて、地域で頑張っておられるのか、その内容等についてお答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えします。

議員ご存じのように、体育指導員の任期というのは2年間でございます。その間に、福岡県内の各市町村と合同の研修会をやっております。また、市内の指導者、体育指導員研修会もやっております。年間合計で45回ほどやっております。研修の内容といたしましては、スポーツ医学、生理学、また体育技術指導の向上についてといった研修となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

わかりましたのですが、ただ、本市におけるスポーツ振興に対して、中間市の体育協会っていうのがございますが、その連携が重要だと思われませんが、協会と市内のスポーツ団体との連携はどのようにコンタクトを取りながら進められておりますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えします。

体育協会には、市民体育祭を初め、バレーボール、卓球、野球、バドミントンといった18事業を委託しております。この委託実施に当たりましては、体育指導員も準備会議とか本会議、代表者会議といったところに参加されまして、意見交換をやっておると。そして、大会運営に当たりましても、協会役員さんと一緒になって大会運営を実施しているといった状況でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

大体理解をいたしましたけれども、続きましては、文化の振興についてでございますが、先ほど教育長の答弁もありましたが、それとあわせまして市長の先の選挙のときの公約でございます。地域、スポーツと文化、芸術の振興ということで公約の中に挙げられておりますが、そこで、市長、文化に対するお考えを、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお話でございますように、市民の皆様方が心豊かな、ほんとに生活を送っていくためにも、この文化っていうのは大変大事なことでございます。また、いろんな物を見たり聞いたりというようなことで感動を感じる、これも本当に体にいいことでございまして、そういうことも含めて皆さん方が生涯学習、まさに一生かかっているいろんなことをやっていただいております。当中間市も、いろんなことをされてる方が多うございまして、私も感心する場面が多々あるわけでございます。そういう中で、少しでも皆様方がそういうふうな文化、潤いのある生活が送れるような支援をしていきたいなと、そういうふうに思っ

おりますし、また、私どもは本当に1人では生きていけないわけでごさいます、いろんな関わりを持つ中でそういうふうな文化活動、ボランティア活動もそうごさいます。皆さん方と一緒に、元気な中間市をつくっていきたくとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

ぜひ、中間市も、豊かな、心明るく楽しい中間市であるように、文化とスポーツの振興にぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

次に、生涯学習の基本計画は、生涯学習推進に設けられました中で、生涯学習協議会が設けられると思ひますが、この生涯学習推進協議会のメンバーをどのように選考されておりますか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

推進協議会につきましては、議員ご存じのように、商工会議所、青年会議所、婦人会、老人会、PTA会、そういった各種団体から推薦を受けまして構成をしております。年1回の開催でごさいます、その中で生涯学習事業、まあいろいろ事業ごさいます。図書館事業、社会教育事業、中央公民館事業、非行防止プロジェクト事業等々の事業全般にわたりまして、熱心に協議をされているといった状況でごさいます。

以上でごさいます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

この団体は15人で構成されているということですね。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

14名でごさいます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

ご存じのように、生涯学習の推進には、やはり市民と行政とが学びあうという仕組みが大切だと考えておりますが、現在中間市におけるボランティア講師の状況はどのようになつて、生涯学習に関与されておりますか。お答えいただきたいと思ひます。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

ボランティアの登録数ということでお答えします。

団体数といたしましては、21年4月現在ですが38団体。NPO団体が4団体、そして個人登録が75人となっております。登録内容でございますが、これは福祉、環境、子育て支援、国際交流、学習支援指導といった内容となっております。また、派遣先ですが、これ20年度での実績でございますが、学校関係が187件、一般が147件といった状況でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

今のお答えで、38団体等々の団体ということで、人員にして何名ぐらいでしょうか、総人員で。ボランティア活動やられております人数について。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

今のところ、全部の数字というのはちょっと把握しておりませんが、まあ75プラス4、80プラス、まあ60ぐらいということで140名ぐらいじゃないかと思いますが、数字としてははっきりとらえておりません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

では、また後日で結構ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

最後になりますが、生涯学習の推進役と言われておりますアクティブなかま市民研修派遣事業の参加は、地域のパイプ役を果たすということでございますが、具体的にどのような活動をされているのか、ちょっとつかめませんのでご答弁、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

市民派遣事業は、議員ご存じのように平成7年から市民派遣事業を行っております。今まで、昨年度までに先進地市町村、先進地視察35自治体に訪問しておると思っております。延

べの人数で193名の方が参加しております。

この参加者は、市の職員も多くございまして、現在総務課とか企画課、男女共同参画課、子育て支援といった等々のところでご活躍されているといった状況でございまして、また、一般市民においても、市民の方におかれまして、いろんな市民団体の中で役員さんされたり、世話役をされて、ご活躍されているといった状況でございます。

以上でございます。

**○議長（井上 太一君）**

古野嘉久君。

**○議員（12番 古野 嘉久君）**

最後になりましたが、市民の人々の生涯学習に関するもろもろの活動、行政と民間、また教育機関が、それぞれの役割分担によって成り立つものでございます。ぜひ、連帯を取りながら協力、推進していただきたいと思っております。中間市における、生きる力を育てて、人々が生涯を通じて学ぶ、このできるように、生涯学習社会の実現に向けてぜひ頑張りたいと思っております。

上記につきまして、私のお願いと、それから今後の活躍を、次期また、その状況の流れを再質問させていただきたいと思っておりますが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

**○議長（井上 太一君）**

次に、植本種實君。

**○議員（4番 植本 種實君）**

私は、中間クラブの植本種實でございます。

まず、少し遅れましたが、松下市長、2期目の当選おめでとうございます。決意も新たに、中間市に元気な風がたくさん吹くように頑張ってください。よろしく申し上げます。

それでは、通告により質問いたします。

一つはNPO法人による約1億3,000万円の不正受給問題についてです。不正発覚から5年以上になり、いまだ何ら解決がなされていないようにあります。損害賠償の請求も視野に入れ6保険者で対応を協議していくと前回に答弁されていますが、市民の納得のいく結論を早急に出すべきと思っております。今までの経過と今後の方針をお尋ねいたします。

次に、選挙事務従事者等の報酬についてお尋ねします。

市長選挙、市議補欠選挙、そして今回の衆議院選挙と選挙が続きました。選挙は民主主義の根源であり、私たち市民と行政とを結ぶ必要不可欠なものであります。そして、選挙するということは、私たち市民の義務と権利であります。選挙をすることにより私たちは守られているのです。

選挙を行うについては、市民全員の協力が必要です。その市民の中で、同じような仕事

をしているのに、一般立会人の報酬は1万数千円で、市の職員は3万数千円という格差が生じるのは、私には理解できません。3倍近い格差をなくし、市民協働型の市政を目指すならば、同一報酬にすべきと考えますがいかがお考えですか。ご見解をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

NPO法人による不正受給問題についてお答えをいたします。

平成16年2月に、福岡県がNPO法人「ふれあいの家 青葉園」に監査を実施し、介護報酬の不正受給が発覚いたしました。その後の経過につきましては、福岡県の監査後、直ちに被害者であります北九州市、直方市、飯塚市、宗像市、福岡県広域連合、中間市の6保険者で、その対応について協議をし、当該法人に対しては6保険者が共同してその処理に当たることを確認するとともに、不正受給額約1億4,000万円の返還を請求いたしました。

その後、同法人の代表者と6保険者とで返還方法等について協議を行いましたが、代表者はこれに応じず、また、誠意ある回答を得られなかったため、同年5月2日に6保険者が共同して福岡県警に詐欺罪により告訴いたしました。

しかし、県警は告訴を受理しなかったため、6保険者で対応を協議し、早急に事件の全容を解明することを優先させ、詐欺罪として確実に立証できる部分を精査し、同年12月、6保険者を代表して、北九州市と直方市が改めて告訴するとともに、国保連合会は被害届を県警に提出いたしました。

県警は、これを正式に受理し、捜査を行った結果、同法人の従業員が詐欺罪で起訴され、実刑判決が言い渡されましたが、その他の者については嫌疑不十分のため不起訴処分となり、代表者等の刑事責任は問われませんでした。

その後も返還金について、元代表者及び相手方弁護士と協議いたしましたが、平成19年4月に、元代表者から弁護士を通じ、刑事事件で不起訴となったことから、各保険者に対して返還に応じる意思はない旨の回答がありました。

その後も、6保険者で協議を行い、この問題については6保険者が共同で対応していくことを確認するとともに、引き続き今後の対応について検討してまいりました。

当然ながら、その協議の中で、民事訴訟についても検討を行いましたが、当時、当該事業所の監査を行ったのは福岡県であり、県が事業所の従業員から事情聴取等を行い、当時の資料はすべて県が有しております。6保険者はその資料を確認できないため、「県が有する当時の資料が、果たして勝訴判決を導くものなのか、すなわち代表者個人が不正受給にどこまで関与していたのかを裏づけるだけの証拠能力を有しているのか」「訴訟を行う以上、勝てる見込みはあるのか、勝訴することが前提でないと、議会に諮れない」「仮に

勝訴したとしても請求額の全額返還は難しい」などのさまざまな意見があり、6保険者が合意するには至りませんでした。

現在、6保険者が一堂に会した協議ではなく、各保険者それぞれにおいて、顧問弁護士等と相談しながら検討しているところでございますが、今申し上げましたような理由で、どこの保険者も費用対効果を考慮してか、結論を出すに至っておりません。

本市におきましても、顧問弁護士と協議いたしました。が、本件については代表者の不起訴処分により事件の全容が明らかにならなかったため、代表者の個人責任を問うだけの立証が難しいのではないだろうか、つまり、嫌疑不十分ということは、捜査を尽くした結果、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分であったということであるから、たとえ訴えを提起しても勝訴できるかどうかはわからないし、仮に勝訴したとしても、代表者個人の資産は全額を賄うに足りず、各保険者の債権額に応じ配当されることとなるので、本市が受ける額は極めて少額になるだろうとの見解でありました。

以上のことにより、この青葉園の問題については、本市単独による訴訟の提起を行うことは現在考えてはおりません。

いずれにいたしましたも、このような事件が起きないように、現在は各事業所に対し、県と合同による実地指導や市単独による集団指導等により、介護保険制度の周知を図るとともに、介護給付適正化事業等を通じ、不適切な給付サービスの早期発見に努めるなど、各事業所に対する指導の強化を図っているところでございます。

次の、選挙事務従事者の報酬に関するご質問につきましては、当該事務が選挙管理委員会所管の事務分掌となり、私の執行権限を超えますことから、選挙管理委員会事務局長より回答させます。

**○議長（井上 太一君）**

村井選管事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（村井 玄君）**

それでは、私のほうから選挙事務従事者の報酬等に関するご質問についてお答えします。

議員もご承知とは存じますが、投票所の投票立会人の報酬につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございまして、この法律によりまして、投票立会人の報酬は1日につき1万700円と定められております。この法律によりまして、本市においても1万700円の金額をお支払いしてございまして、これを超える金額の支出はしてございません。

また、これに対しまして、職員の選挙手当につきましては、時間外勤務手当として支給してございまして、本市の場合は1時間当たり2,200円の支給をしてございまして、その算出、2,200円の単価で算出した金額を支給してございまして、選挙中ではありましたが、他市の選挙手当の状況を調査いたしました。その結果、筑豊8市の中でも、中間市の時間単価は下から2番目の状況でございました。

職員の手当を立会人の報酬額と同一にできないかという議員のご指摘でございますが、先に申し上げたとおり、職員に支払われる選挙手当は、選挙事務に従事したことにより発生する時間外手当として支払われる給与に対しまして、立会人に支払われる手当は、投票所の投票事務の執行を監視する業務に対する、それに支払われる報酬でありまして、支出の根拠が基本的に違うものであります。また、職員は選挙当日の投票事務、それから前日の投票の準備、投票当日の投票が終わりました後に開票事務を行いますので、長時間拘束されることになっております。そのため、議員ご指摘のありました手当の額を同一にすることはできないものと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

まず、NPO法人のことについてお尋ねします。

6保険者は、県が持つておる資料を見てない、見れないということはおかしいと思いますが、なぜ見れない、また見てないんですか。提出してもらって、それを見るべきだと思いますけど。また、その内容を情報公開すべきだと思いますけどいかがですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

県のほうにその資料を見に行っただんですが、膨大な資料で、軽トラック1杯ぐらいあるよと言われて帰って来た経緯があります。それ1度だけです。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

NPO法人の、この資料が軽トラック1杯あるということですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

不正受給に関して、報酬っていいですか、ケアプランの作成、そういう資料が6保険者でそういう資料があるということです。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

膨大な資料があるということはわかりましたが、先の答弁で「告訴も辞さない」という

のを得てます。その意思はまだ変わりませんか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

先ほど市長が申しましたように、代表者は嫌疑不十分で不起訴処分になってます。不起訴処分ということは、証拠が十分でないことで、この民事で争っても勝訴するかどうか全くわからないような状況は、今弁護士からも相談を受けております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

このNPO法人は解散しましたが、その財産は法人の元代表者と親族にわたったと、わたっているというふうに理解していいですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

その個人的に、個人情報ですので、そこまでは私どもは確認しておりません。福祉施設があれば、まあ調査する対象になるんですが、その後については確認しておりません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

この福祉施設じゃないから、私たちは把握しないんだというのは、まあそれはわからない、そういう言い方はわからないわけではないんですけども、土地台帳を見たり、建物なんか見たら、その代表者の名前がちゃんと載っていますけど、その辺はどういうふうに理解していいんですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

それは、見ればわかると思いますけど、やはり個人情報でこのあたりは個人情報ですので、名前は差し控えさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

この代表者は、事件発生後にいろいろと登記を変えたり、いろいろしています。そうい

うこともかんがみて、土地の所有、もう、急にしているわけですね。事件発生前後からですね、わかります。そういうことを考えたらやっぱり、その軽トラック1杯の資料から証拠をつかみ出すのは難しいんだということで不起訴にしていると。不起訴というか、訴えてないっていうわけですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

不起訴処分というのは、捜査を尽くして犯罪を成立させるために十分な証拠がないということなんです。だから、それを民事で立証するということは、どうにもわからないというようなことです。証拠が十分でないということですね、嫌疑不十分というのは。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

非常に残念ですけど、やり得を見逃してると、そして私たち中間市民の財産を、疑わしいから、疑わしく、非常にグレーであるけどもしょうがないんだという立場ですね。そして、また1億3,000万円というお金が、介護保険のお金が、そのここの代表者のもとに、私たちは流れているというふうに思うんですけども、それもただ単に疑わしいだけで、どうすることもできないんだ、だから見逃すんだという立場ですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、軽トラック1杯の書類、これが多いからうちがその検証をしないということではなく、警察自体が軽トラ1杯のその書類を検証したと。その結果不起訴処分になったということございまして、そういう意味で、それだけの資料を見た中で不起訴処分になった、それから私どもが民事等々で戦っても勝つ見込みがないのではないかというふうなことでございます。そういうことで、決して量が多いから私どもが見てないということじゃなくて、警察自体がそれだけの量を検証した中で不起訴処分となったと。その事実を踏まえて、民事でも私ども勝つ見込みが少ないんじゃないかなと、そういうふうな判断したところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

ちょっと話を変えて、裁判費用とか弁護士費用がたくさんかかるんだという話ですが、具体的には幾らぐらいかかるんですか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

一般論としてお答えいたしますけれども、これは裁判の請求額によって弁護士報酬は異なります。中間市の損害額が、仮に1,300万円といたしますと、着手金として50万円ぐらいが相当ではないかと思えます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本議員、ちょっと全然、質問の趣旨が違うですよ、それは。もう少し考えて質問するように。

○議員（4番 植本 種實君）

はい。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私が言いたいのは、裁判して儲かるからするんだ、儲からないからしないんだという雰囲気が見えるから、そうじゃなくて、市民の財産を守るという観点から、基準から裁判を起こすべきじゃないかということ言ってるんです。市民の財産を守るということについてどのように思いますか。今、土地には、大きな家が建って、喫茶店かアパートのような経営をされてるっていうことを日常的に私たちが目の前で見て、それが許されるんかっていうことです。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

心情的には許されない部分が多々あるかと、そんなふうに思っておりますが、正当な登記等々で名義変更された中で、警察等々についても、そのあたりはつけないということであれば、これはその流れを、歯がゆいんでございますけども、認めなしようがないのかなとそういう思いでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

繰り返しになりますのでもうやめますが、私たち市民からしてみたら、これは悪いことのやり得だなという雰囲気が出て来ています。決してこの後は、こんなことがないように、一層何ていうか、監査に力を入れてください。どうですか、そこは。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

ご指摘のとおりでございます。決して、悪いことをして得させるような、そんな社会をつくっていったらいけないと、十分思っておりますので、また県等も、そういうふうな監査体制、強力にやっけていながら、またそれぞれの施設等々につきましても指導を強めていながら対応させていただきたいとそのように思っております。

**○議長（井上 太一君）**

植本種實君。

**○議員（4番 植本 種實君）**

NPO法人のことについては、今日はこれでいいと思います。

次に、選挙のことについてお尋ねいたしますが、手当と報酬というのが、少しごっちゃになって私たちのほうにも伝わっています。で、立会人の、一般人の立会人の人は報酬であり、市の職員さんが選挙事務に携わるのは手当というわけでございますか。

**○議長（井上 太一君）**

村井選管事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（村井 玄君）**

これは、決まっております、投票立会人の手当につきましては報酬で支払いするように。それから、職員の選挙事務手当については、時間外勤務手当で対応するようにという、決まっておりますので。

以上です。

**○議長（井上 太一君）**

植本種實君。

**○議員（4番 植本 種實君）**

その辺のことも大体わかりましたが、中間市はまだ予算にゆとりがあるわけではありません。市民、議会、行政が一体となって住みよい中間市をつくらなければならないときに、職員の3倍近い報酬は、市民の現状からは少し離れているんじゃないかと思います。というのは、私たち市民の最低賃金は1時間800円ぐらいのはずです。それを2,200円、どうかなあと思うんですけども、市長はどのようにお考えですか。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

今、立会人さん等々の報酬は、先ほど説明しましたように、法律で決まった金額を今出しているところでございます。だから、これは、法律を変えない以上は、報酬というのは変えられないということでございます。私も少し安いなあという、そのお話を聞いております。しかしながら、先ほど説明しましたように法律で決められた金額でございます。

また、職員の時間外手当でございます。これも先ほど説明ありましたように、近隣市におきましては、下から2番目というようなことで、それなりにうちの職員もやっとなんじやないか。まあしかしながら、言われますように、大変厳しい社会状況でございますので、また、そういうあたりは検討の余地があるかと思えますけども、先ほど言いましたように、近隣8市の中でも2番目に安い金額で対応はさせていただいているところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

はい、わかりました。終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

自殺対策と市民相談体制の充実について質問いたします。

自殺は個人の問題としてのみとらえられるべきものではなく、社会の問題でもあると位置づけられた「自殺対策基本法」が超党派の議員立法で成立、2006年10月に施行され3年になろうとしています。

先の新聞報道で、本年1月から6月、上半期の自殺者数が発表されましたが、昨年秋からの厳しい経済情勢のもと、前年比768人、4.3%増の1万7,076人でありました。この数は、1日平均94人以上が自殺しているということになるそうであります。この状態が続けば、過去最悪だった2003年の年間自殺者数3万4,427人に迫る勢いだということでもあります。

さて、総務省が発表した6月の完全失業率は5.4%と、前月から0.2ポイント上昇し、2003年4月に記録した過去最悪の5.5%に迫ろうとしております。同日、厚生労働省が発表した6月の有効求人倍率は0.43と、2カ月連続で過去最低を更新しました。雇用所得への不安を背景とした消費低迷なども影響し、6月の消費者物価は前年同月比で過去最大の低下幅を記録しており、企業の雇用調整はさらに進む可能性があり、失業率の悪化が懸念されます。

政府の自殺対策白書に、65歳以上の人口比率と完全失業率が高いほど、自殺死亡率が高くなる傾向があると、失業率と自殺者数の相関関係が認められておることから、このたびの質問に取り上げさせていただきました。

ご存じのように、日本の自殺者数は、1998年以降毎年3万人を超える数で推移しており、交通事故死の5倍以上、自殺未遂者は自殺者の約10倍で、それにより精神的影響

を受ける人は年間200万人と推計されております。この10年間の経済的損失は、24兆円とも試算されております。

また、内閣府の自殺総合対策大綱には、多くの自殺は個人の自由な思想や選択の結果ではなく、社会的要因を含むさまざまな要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死であり、自殺者の多くは自殺直前にうつ病などの精神疾患に罹患しており、制度、環境の見直しや、相談支援体制の整備という社会的な取り組みと、うつ病等の精神疾患に対する適切な治療により自殺は防ぐことができるとうたわれております。

自殺に至る原因はさまざまですが、大綱にあるように、さまざまな問題が絡み合って複合化して自殺につながってくることから、市民の悩みに寄り添い支援する「セーフティネット」としての相談体制の強化が求められます。

本市の自殺対策の取り組みと相談体制の現状をお伺いします。

次に、多重債務問題について質問します。

自殺の大きな要因の一つに、多重債務問題があります。多重債務者は、全国に200万人以上もいて、自殺、夜逃げ、離婚、犯罪などの要因となっていることから、貸金業制度を抜本的に見直す関連法が2006年12月成立、翌年4月、政府は多重債務問題改善プログラムを公表し、自治体の積極的な取り組みを求めてきました。

税金や市営住宅の家賃、保育料や給食費などの滞納者の中には、多重債務状態に陥っている場合もあることから、多重債務が解決できれば滞納の解決にもつながるものと思われま

す。昨年、視察に伺った兵庫県芦屋市では、弁護士の多重債務整理により、過払い金を差し押さえ、滞納分に充当するという画期的な事業に取り組んでおられました。プライベートな問題だから行政が立ち入るべきではないとの考え方もありま

しょうが、解決する道があるにもかかわらず悩んで自殺したり、ますます困窮していくのを放置していいものでしょうか。景気の落ち込みで税収の増加が見込めないときだからこそ、多重債務を個人の問題としてとらえるのではなく、市民生活を守る行政の役割としてより積極的に取り組むべきものと思いますが、多重債務者問題に対する見解をお伺いします。

以上、ご答弁のほど、よろしくお願

いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

自殺対策と市民相談体制の充実についてお答えをいたします。

近年、我が国の自殺者が3万人を超える状況が続いておりますことから、厚生労働省は自殺防止を重要施策の一つと位置づけまして、平成17年度に5年間をかけて行う「自殺関連うつ対策戦略研究」という、大規模な学術研究をスタートさせました。この研究事業に、産業医科大学精神医学教室が、厚生労働省からの認可を得まして、補助金を受け事業

展開することとなりました。中間市は、この事業への協力依頼を受けまして、平成18年度に「こころの健康づくり事業」として、中間市における地域住民への自殺や自殺に関する精神疾患等についての正しい知識の普及、啓発に努めるとともに、自殺予防に関する施策を実施し、持続可能な地域社会への構築を目指すため、産業医科大学との間に連携と協力を約した協定書を締結をいたしました。本市における自殺対策の取り組みは、ここに始まるものであります。

具体的な取り組みにつきましては、次に述べるとおりでございます。まず、この事業の推進のためには、地域の関係機関の協力が不可欠であると考え、「こころの健康づくり事業計画策定協議会」を設立し、市の関係各課を初め、市民団体、医師会、保健福祉環境事務所、社会福祉協議会、家族会から委員を委嘱し、協議会を年2回開催をいたしております。この協議会では、それぞれの立場からの意見交換や実施事業の報告等を行っており、関係機関とのネットワークの構築に大きく寄与しているものでございます。

次に、相談支援窓口の充実のために研修事業を行っておりますが、相談業務に従事する者に対しての研修はもちろんのこと、民生委員や児童委員等に対して、うつ病を初めとする精神疾患に関する正しい知識を持ってもらうことと、心に不調を抱えた地域の住民からの相談を受けた際に適切に対応できるスキルを身につけてもらうことを目的とした研修会を、平成18年度から開催をいたしております。この研修会は、精神科医や精神保健福祉士、臨床心理士等を講師に、年4回開催をしております。参加率につきましては、毎回9割と高く、多くの参加者がこの研修会を有意義なものとしてとらえていることが、研修後に行ったアンケートによりましてわかっております。

この取り組みは、地域社会に密接にかかわりのある民生委員や児童委員等の地域の人的資源を活用した取り組み事例として、平成20年度版の自殺対策白書にも取り上げられております。

最後に、市民を対象とした啓発活動として、こころの健康づくりに関するリーフレットの全戸配布を年4回から6回行っております。また、自殺予防週間にあわせてダイエー出入口において、自殺予防の啓発グッズの配布も行っております。本年は、昨日でございますが、実施をいたしたところでございます。

さらに「こころの健康づくり講演会」と題して、一般市民向けの講演会を年1回行っております。これらの啓発活動は、市民一人一人が自殺に至る精神疾患について、正しい知識と理解を持って、自分や周囲の者の精神状態に気づくことができ、ひいてはうつ病等の精神疾患や自殺の予防に資することが目的であります。

なお、産業医科大学を実施主体とした、この「こころの健康づくり事業」は5年間の期間事業であり、今年度で終了いたしますが、本年、国の第1次補正予算において、地域自殺対策緊急強化交付金が計上され、福岡県ではこれを基金として造成し、自殺対策に取り組む県下自治体に補助金として交付することが決定いたしました。本市におきましても、

この基金事業を実施することとし、既に実施計画等提出済みでございます。平成21年度分補助金額として215万円の内示を受けております。平成22年度からは、実施主体が産業医科大学から中間市に移ることとなりますが、これまでの事業で築き上げてきた協力体制を維持しつつ、自殺予防対策を継続してまいり所存でございます。

次に、多重債務問題につきましてお答えをいたします。

多重債務問題につきましては、その重要性にかんがみ、平成18年に貸金業法が改正され、来年度、完全施行される予定でございますが、同法におきまして、貸金業者は、借りに対し、年収の3分の1を超える貸し付けができなくなる、いわゆる総量規制を導入するなど、多重債務者にとりましては経済環境が変化する可能性がございます。

このことから、平成18年12月の閣議において決定し、設置されました政府の多重債務者対策本部におきましては、平成19年4月に多重債務問題改善プログラムが発表されました。この中で、市町村は直接住民と接する機会が多いことから、福祉事務所、家庭内暴力、児童虐待、公営住宅料金徴収等々の担当部署で多重債務者を発見した場合、相談窓口へ直接連絡して、窓口へ誘導するための取り組みを行うこととされております。

本市におきましては、平成12年度に開設しております消費生活相談窓口がこの多重債務問題の窓口となっており、現在専門の嘱託職員1名を配置いたしております。

今般の多重債務の問題点といたしましては、家族等も知らない借入れ事例が多く、そのために借金が増加していくケースが多々見られます。このため、福祉関連窓口や徴収関連窓口においても、多重債務状態での相談があることは極めて少ない状況でございます。また、多重債務問題改善プログラムの中において、本市の規模の相談窓口の機能を有する市町村では、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介・誘導を行うよう要請がなされております。

他の部署からの誘導や直接、消費生活相談窓口へ多重債務問題の相談があった場合には、適切なアドバイスができるよう丁寧に事情の聞き取りを行うほか、当相談窓口で解決できない案件につきましては、市の無料法律相談や福岡県弁護士会など専門の弁護士を紹介するなどして、随時対応をいたしております。さらに、今年度につきましては、消費者行政活性化基金事業により、中間市におきましても消費生活相談に伴う弁護士相談を5月から月2回行っており、多重債務等の相談に対し、弁護士による対応が必要な場合は、無料で相談を受けられることといたしております。また、弁護士や司法書士で構成される日本司法支援センター、通称「法テラス」が近隣では北九州市小倉北区に設置されており、多重債務問題等についての相談は口頭確認のみで、収入要件が一定額以下である方に対しましては、同一案件でございまして3回までは無料で相談を受け付けております。法テラスでの相談後、相談者が債務整理を行う場合は、その対応に応じまして、弁護士や司法書士を紹介し、債務整理についての解決を行っております。

なお、一定の資力基準以下の方につきましては、裁判費用や書類作成費用の立て替えを

行い、立て替え費用を原則として分割にして返還することが可能な民事法律扶助制度もご  
ざいます。また、福岡県におきましてもグリーンコープ生協でのセーフティネット貸し付  
けがございまして、相談者に対し家計表診断などを行い、家計管理の必要性を理解させ  
た上で、必要な場合に限り、貸し付けを行うものでございます。貸し付け後は、数年にわ  
たり相談員面談を通じて定期的に家計表とキャッシュフロー表を点検し、フォローアップを  
行い、生活そのものを再生していくようになっております。中間市におきましても、福岡  
県、市町村、弁護士会、司法書士会、案件によっては県警やグリーンコープ生協ふくおか  
等におきまして構成される「北九州地域多重債務対策ネットワーク会議」に参加をして  
おり、多重債務問題についての情報交換を行っております。

今後ともさらなる広報活動を行い、市民の皆さまに多重債務解消につながる情報提供に  
努めますとともに、ご指摘の福祉関連窓口や徴収関連窓口を持つ関係部署や関連機関と消  
費生活相談窓口との連携も個人情報保護法等を勘案しながら、一層深め、多重債務に苦し  
む市民の支援を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長（井上 太一君）**

掛田るみ子さん。

**○議員（9番 掛田るみ子君）**

ご答弁ありがとうございました。自殺対策について再質問をさせていただきます。

産業医大とのモデル事業が推進されていることは十分存じておりましたけども、国  
の自殺対策白書のほうに中間市の事例が取り上げられてることもホームページで見させて  
いただきました。ただ、生活している実感として、先進地であるにもかかわらず、そうい  
った実感が持てているかどうかという部分がちょっと生活実感の中で、ちょっと疑問に思  
っております。と、申しますのが、「こころの健康づくり講演会」が年に1回開催されて  
おりますけども、他の講演会に比べ、庁舎内の職員さんの参加人数が少ないように感じて  
おります。先ほどもネットワークを組んで対策を立てていかなければならないにもかかわ  
らず、関係部署の職員の出席は見られますけども、市長も出席されておりますけども、も  
う少し職員の参加があつていいのではないかと思いますけど、市長、どのように考えられ  
ますか。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

先ほど、私ども自殺防止の街頭啓発行ったところでございます。先生、出席かどうかわ  
かりませんが、50人近い方が参加をいただいております。その中の大部分はう  
ちの職員でございまして、そういう面では十分対応していただいていると、そのように思  
っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

職員の協力体制ということではないんです。ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですけども、講演会にせつかく優秀な講師が招かれて、ほんとに聞く価値のあるお話をしてくださいんですけども、そこに勉強していただきたいと思う、職員さんの顔ぶれがないということでございます。例えば、ケースワーカーさんとかですね、福祉窓口関係者とか、もしくは学校の先生方とかですね、そういった方たちには講演会のときには声がけをしているのでしょうか。お伺いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

今のご質問でございますけども、この「こころの健康づくり事業」というのは、5年間実施してきたわけでございますけども、その間ですね、各種専門職とか、市の職員、それから教職員を対象に、講座、研修、教室等も開いているところであります。これである程度職員の、こういう事業やっているという認識はちゃんと各職員お持ちだと思いますが、また、こういうさっき言われましたハーモニーホールで行った講演につきましても、各部署には、こういう講演があるので、参加していただきたいという周知はしているところで

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

そのように周知徹底してですね、せつかく前年度は多重債務とか、アルコール依存症、また、そういったギャンブル依存症にかかわる、そういったお話でございました。そのときに、相談窓口はどういうふうになってるかっていうことで質問があったときに、関係部署の職員が答えられないような現状を見ております。職員さんが多数参加していればですね、関係者がおって、市民の問いに、中間市はどういうふうになってるってということがきちっと答えられたのではないかというふうに思っております。

「こころの健康づくり講演会」のこの事業が終わっても、継続して事業をしていくって回答だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

先ほど市長も答弁した、申しましたとおり、今年度から県において地域自殺対策緊急強

化事業、基金事業というのが計上されておりますので、これを活用して今年度から引き続き産業医大とまた関係機関と連携を強化して、自殺防止対策に取り組んでいきたいと思っております。

まず、今年度につきましては、予算も215万円と補助金にしてはちょっと少ないんですけれども、地域活動支援センターにおける市民向けのホームページの立ち上げ、これはですね、「自殺予防の心の健康づくり」ということで、自殺予防に関するさまざまな情報を市民に提供していくということが一つでございます。もう一つは、心の健康や精神疾患に関する知識を身につけていただくための一般市民に対する専門職の講師による連続的に講座を開催すると。もう一つは、最後ですけれども、リーフレット、啓発グッズ作成、配付等を全戸配付にしていきたいと思いますというふうに事業の計画を立てております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ちなみに、この事業を継続してきてから、本市の自殺者数の推移をお知らせください。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

ちょっとお待ちください。済みません。

平成16年度の間接市における自殺者数は12人、それから平成17年度が9人、平成18年度が18人でございます。自殺率につきましては、この国の人口10万人当たりの自殺者数を示す計算式において算出したしておりますが、16年度は26.08%、17年度につきましては19.56%、18年度につきましては39.13%でございます。以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

こうやって一生懸命自殺対策を講じておりましたが、自殺はなかなか社会情勢もあって防げるものじゃないということが、ここに数値に表れているのではないかと思います。根気強くかかわっていかねばいけないことだと思いますし、また、相談窓口に関しても、より一層強化していただきたいというふうに要望いたしまして、自殺対策のほうはとりあえず終わります。

多重債務もやはり自殺と同じような傾向がございます。やはり、経済的に自殺の理由の、国の自殺白書では、自殺の理由の2番目に経済的困難ということが上がっております。その引き金になっているのがこの多重債務問題ではないかと思っております。先ほど市長

の答弁にありましたように、貸金業者への厳しい規制が始まっております。そうしたことで、正規の消費者金融から借り入れができなくて、闇金や悪徳業者にひっかかるそういった市民が増えてくるのではないかとということが懸念されます。そういった意味で、今、多重債務に陥っている方を積極的に掘り起こしをしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市長の考えということでございます。これは個人の問題が大きなウエイトを示しておりまして、あなたはどれだけの借金ありますかって聞いて回るわけにもまいりません。だから、先ほど言いましたように、いろいろな徴収機関、また関連窓口等々で、その前兆といえますか、予兆をとらえながら、私のほうは、先ほど回答しましたような適切な対応をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

本市におきましても、消費生活相談窓口のほうで、消費生活窓口の職員さんが多重債務の相談に当たっているというふうには先ほど答弁がありましたけども、物すごく積極的に取り組まれているところがございます。職員さんがですね、盛岡市なんですけども、盛岡方式と呼ばれる取り組みをしております。債務整理のための公的融資制度を全国に先駆けて市で設けております。これによって、滞納しがちな方たちに積極的に取り組んで多重債務を解消しているということでございます。あとですね、出前講座をして、家計管理や債務整理などのカウンセリングと金銭教育を充実させるという視点から、積極的に出前講座をしているということでございます。

こういった、中間市はほんとに小さい町ですので、市民のほんとに側に立った細かいきめの細かい行政ができるのではないかと考えております。確かに個人のプライベートな問題かもしれませんが、先ほど市長の答弁の中にも、政府の多重債務改善プログラムの中に、地方自治体は住民への接触機会が多く、多重債務の掘り起こし、問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう各自治体に各部局間の連携を要請しております。先ほど市長はこのように述べたにもかかわらず、今の私の質問に対して、個人の問題なんだっていうふうにおっしゃいましたけども、そこら辺の答弁とのギャップをちょっとお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、そういうふうな関係機関、それを通じて掘り起こしをしますよということでございます。今、自治体がお金を貸すというようなその話でございますが、それにつきましても、ほんとにそういうふうなお困りであれば、いろんなほかの施策もあるわけでございます。準要保護につきましても、また生活保護につきましても、いろんなことあるわけございまして、その前兆というのをしっかりとらえながら、それなりの指導をしていきたいとそのように思っているところございまして、積極性というのをどういうふうにとらえておられるかわかりませんが、そういう、私どもが今できる範囲で積極的にやっていきたいということでございまして、相談があれば、私どもはしっかり対応させていただきたいし、その前兆があれば、しっかり対応させていただきたいということでございまして、それに対して、特別な施策を打つのかということであれば、今のところ申し上げましたような、そういうような方法で対応させていただきたいということでございます。決して、いろんな施策を打ってないわけでも何でもございませぬし、そういうのを利用しながら、私どもはそれなりにしっかり対応させていただきたいということでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。やはり、トップの物の考え方だと思っております。市長が、確かに個人の問題ではあるけども、中間市で少しでもこういった困ってる方を見つけ出して救うために、庁舎一丸となって取り組んでもらいたいという、その姿勢を示せば、職員さんたちも動きやすくなるのではないだろうかと思います。せつかくのネットワークを組んでも、待ちの姿勢であっては、なかなか見つけ出すこともできないかもしれません。

一つ提案ですけども、滞納整理に行くときに、何らかの、もし仮に多重債務に陥ってるとしたらというような、そういった案内とかですね、お手紙みたいなものを置いてくるようなことはできないでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いいご提案と、そのように思っておりますので、検討させていただきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

よろしく願いいたします。先ほど市長は大胆な行政運営をしていくというふうにおっしゃいましたけど、今、こういう経済状況の中では、大胆な行政運営とともにきめ細やか

な市民へのサービスが必要ではないかというふうに思っております。どれだけ行政が市民の側に立って市民生活を守っていくかということが中間市の元気のもとになるのではないかというふうに思っておりますので、どうぞ取り組みのほうよろしく願いいたします。

以上です。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。一般質問の通告に従って、新年度予算編成についてお尋ねをいたします。

中間市でも新年度予算の編成期を迎えました。市民の暮らしを守り、安心して暮らせる中間市であってほしい、そういう思いから質問をいたします。

総務省が8月28日に発表した7月の完全失業率は5.7%、有効求人倍率0.42倍がともに過去最悪であることを更新しました。実際の失業者はもっともっと多い可能性があると言われていています。

こうした深刻な経済状態の中で、中間市でも学用品などを公的に援助する就学援助制度を活用する家庭の子が増えています。中間市の小中学校の全生徒児童数は8月現在3,303人、そのうち946人、率にして28.2%が就学援助を受給しておられます。ある小学校では39.1%と窮状もしています。就学援助制度については、過去幾度も質問をしてまいりましたが、去る、平成20年3月議会で質問をいたしました。貧困と格差は教育の分野にも深刻な影響ができています。子どもの学習権を保障するための義務教育は無償とした憲法26条や教育基本法に基づく就学援助制度はますます重要な役割を持つと私は一般質問をいたしました。当時教育長の答弁では683人、率にして23%のご報告をいただいております。その当時と比較にならない状況が今日の数字でも伺えます。就学援助制度は子どもたちの学ぶ権利を支える命綱です。就学援助制度をもっともっと多くの人たちが知り、そしてまた、充実させることを願うものです。今、寡婦医療制度も2010年をもって、その2010年9月をもって廃止されることが決定されております。この制度は、夫を亡くし1人で暮らしている女性が条件を満たせば医療費の助成が受けられるという制度です。中間市でも現在350人ほどがこの制度で医療費だけでも安心して暮らせる一助となっております。このことの廃止によって、それぞれの方の生活がどうなるか、心を痛めておるところでございます。こういう状況の中で、私はたびたびこの本会議場、さらには常任委員会で中間市の職員の一部が退職した後、退職者の会に加入すれば、市民の税金と、そして現役の職員によって医療費の援助が生涯続けられるような制度、廃止しなければならない。このことを訴えてきました。市民には負担増、自分たちには特権維持で、これでは国家官僚の地方版と変わらないと市民の信頼をなくすでしょう。

こうした社会通念上不適切なものは洗い直す。無駄を見直すことにより、教育、福祉の充実につながると考えます。市長は今、新年度予算の編成期であります。予算編成に当たっての基本姿勢をまずお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

新年度の予算編成につきましてお答えをいたします。

ご承知のとおり、昨年のリーマンショックに端を発した景気低迷は地域経済に大きな影を落としております。本市におきましても、就学援助制度を利用する家庭及び生活保護世帯が増加しつつあり、現在の景気及び雇用情勢の厳しさが表れているところから、今回の9月議会におきましては、地域における経済危機対策及び雇用対策を最優先とした補正予算を計上いたしているところでございます。

そうした中、新年度予算編成につきましては、私が平成17年に就任して以降、財政再建を最優先課題と位置づけまして、事務事業の見直しを行った上で中間市行財政集中改革プランを策定いたしまして、その中で106項目にわたる取り組みを行い、また、行財政改革特別委員会におきましては、議会のご意見もいただきながら、着実にプランを推進し、総額といたしまして35億3,000万円の財政効果が見込めるものとなっております。その結果、平成21年度におきましては、基金取り崩しに頼らない収支均衡予算を編成することができております。また、単に経費削減を図るだけではなく、この間に中間西小学校の学童保育所の新設、妊婦健診におきましては、公費負担回数を従来の2回から平成20年には6回へと拡大し、本年度は14回まで充実いたしております。また、乳幼児医療費の無料化につきましては、平成20年4月に小学校就学前までへと拡充し、さらには小中学校の耐震化事業を推進するなど、「元気な風がふくまち、なかま」を基本テーマに、市民の皆さまが「住んでよかった」と思えるよう、そのようなまちづくりを進めてまいりました。

平成22年度は私の2期目における最初の当初予算編成となりますが、平成20年度に導入をいたしました事務事業評価制度等により、徹底した事務事業の見直しを行い、さらなる行財政改革を推し進め、無駄のない効率的な行政運営を図ってまいりたいと考えております。

この事務事業評価制度は、市民視点での成果重視の行政へと転換することも目的としておりますことから、ご指摘のような特権維持といった職員意識は決して持ち合わせていないものと認識をいたしております。

こうしたことから、平成22年度予算は市民が主役であるということを念頭に置き、限られた財源を最大限に活用しながら、乳幼児医療費公費負担の拡充といった子育て支援、ひとり暮らし見守りネットワーク事業等の高齢化施策、学校耐震化事業、また学力向上事

業といった学校教育環境の整備等を積極的に展開していくことで、若い方が定住できるような、教育行政・福祉施策の充実を図ってまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

中間市の財政状況はこうした努力にもかかわらず厳しいと思いますが、中間市の自主財源でいうのは32%強ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

35%でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

市長、中間市においては、地域手当を支給されておること、職員へのですね。私は、新年度、来年度でもって廃止するということは議会の議決を得ておりますが、以前からもこのことを質問させていただきましたが、中間は地域手当の対象地域ではないにもかかわらず、3年間、そして今年は1%支給しておりますが、この金額は3年間だけでも約2億円を越すのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

3年間ということでございますけれども、概算でございますけれども、1年2%支給時で年間6,000万円でございます。これが2年間続いて、今1%ということで、6,000万、6,000万、そして今3,000万程度の額になりますので、1億5,000万円ですかね、そういう総額になると思います。3年間で。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私が突然地域手当のことを質問させていただいてるから驚かれるかと思いますが、私はこの厳しい財政状況の中で、いかに市民の皆さんの税金を使っていくかということ。職員の方にも痛みはあることは存じ上げております。しかし、就学援助の例をとりましても、そしてまた、先の掛田議員の質問に対しても、今中間市の皆さんの置かれている状況は、

私ども以上に行政の方が数字的にも詳しいかと思っております。そこで、やはり、徹底して改めていただきたいこと、我慢していただきたいこと、そういうことを思っておりますから、地域手当のことを出しました。地域手当についてはこうした記事が新聞でたびたび載ったことは皆さんご承知かと思えます。2009年の3月1日には職員手当270億円上乗せ、165自治体交付税減額、それから5月31日には職員手当上乗せは79自治体、交付税減額21億円というふうに新聞で報道されております。国が地域手当の支給率見直しを自治体に求めるのは、この新聞記事はですね、「公務員の給与は民間に比べて高いとの根強い批判が背景にあるからだ。2006年度の給与改革の際、総務省は地方公務員で年間6,000億円程度の人件費削減効果があると試算。職員給与に民間水準を的確に反映させる必要があるとして、毎年地域手当の基準を守るよう自治体に通知出している。これに対して自治体は、職員給与は本来自治体が決めること。特別交付税の減額措置は不当なペナルティだ、と反発する。だが、そもそも給与は税金から支払われている。地域手当の上乗せによって必要以上に支払い、さらに交付税が減額されて行政サービスが低下するならば、住民は2重の不利益をこうむることになる。にもかかわらず、住民の多くは地域手当の存在すら知らない。明確な説明がないままでは住民の不信感は膨らむばかりだ」ということで、新聞の記事が書いてましたよね。だから、中間市も不支給地域でありながら支給して、このことによって、交付税が減額したかどうか、わかりませんが、最初からペナルティをかけるということがこの新聞であるわけですね。それで、最初の年には2割ですよ。次は3割ですよ。そして5割ですよと。こういうような形で減額されてるっていうことが、一部分の自治体については、行橋なんか名指しで載ってるわけですが、出てるわけですから、私はほんとに地方、この直方でも飯塚でも廃止している。なぜ、中間ができないのか。これだけの、就学援助制度もこれだけの方が活用しているにもかかわらずですね。そこを私思ってますね、12月議会からでも、12月から向こう3カ月でもいいからですね、廃止するようお願いはないか、そういうお金を新年度予算に回していく。そしてまた、それができなければ、少なくとも三役の皆さんだけでもですね、廃止する。こうすることがやっぱり市民の皆さんに理解が得られるんじゃないかということと思いますが、いかがでしょうか。

無駄を徹底して省いていただいた新年度予算をつくっていただきたいから発言してるところです。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

ご指摘の地域手当、もう来年からゼロということになっております。これは先ほど申しましたように、市の職員、この4年間で106項目にわたります、大変、行財政改革に協力していただきました。これは当然、当たり前といえば、そうでございますけども、今ま

での既得権というのを皆さんほんとに、それを既得権をはがしていく作業でございまして、大変きつい作業でございまして、職員の方は協力していただきまして、先ほど申しましたように、それなりの行財政改革の成果というのを出しております。その中で、地域手当が各年度ごとに段階的に削減という方向性出したわけですが、これは北九州市が地域手当出してるわけですが、この中間市の住民の方が北九州市への就業率といえますか、向こうのほうに通勤している率が50%以上あればですね、中間市も地域手当出るっていうふうな方向性だったわけですが、それが少し足りなかったわけで、40数%だと思いますけども、そういうことで、中間市は地域手当不支給地域ということになったわけですが、しかしながら、生活圏というのは北九州市でございまして、そういうことも含めながら、私ども配慮した中で、段階的にゼロという方向性をとったわけですが、今、三役だけでも減らせていうことでございまして、これは私どもは、やぶさかではないんでございまして、ちょっと今言われまして、やった後の影響っていうのはちょっと私わかりませんので、そういうような協議させていただきたいなと、検討させていただきたいなとは思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

条例を変えればいいんじゃないかと思っておりますのでですね。鞍手なんか最初は地域手当出してても特別職は出してないと、そういうことでしたよね。だから、対象地域でないところで、こういうふうに全職員、特別職も含めてなさるということは、やはり、自粛していただきたい。厳しい言い方かも知れませんが、そういうことを理解していただきたいと思っております。

それから、退職者の医療費でございまして、20年度の決算書を見ますと、中間市が福岡県市町村福祉協会に入ってるわけですね。このことについても、過去私が質問したときに、市長は脱会することは他の団体に影響を及ぼすから離脱は考えていないという答弁もありましたけれども、今一度考え直していただきたいと思っております。なぜならば、この福岡県市町村福祉協会の定款を読むと、この福利厚生っていうのが現役職員と退職者の福利厚生に関することっていうふうにある。ですから、このことによって、退職した方が退職者の会に入れば医療費の援助を生涯続けられるようなシステムになってるわけですね。この退職者の現役に対する退職者の数っていうのが、今日では33.4%になっているわけ。こういうような中で、どうして現役の方と市民の税金でもって退職者の医療費を見ていかないといけないのか。21年度の予算を見ますと、さらにこれが35%ぐらいに退職者になるわけですよ。こういう福利厚生ってあるのでしょうか。見直さなければならぬと思っております。いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

私どもは職員の福利厚生っていうのを、これは地方公務員法でございます。これにもうたっておりまして、職員の福利厚生っていうのは、私どもがせないかんという部分がございまして。先ほど言いましたように、職員もどんどん削減しておりますし、また、通常業務以外にもいろんな問題あるわけございまして、そういうのに対応していただいとる中で、私自身もこの職員福利っていうのは充実させていかないかん、そのように思っておりますが、その福祉協会におきましては、そのような退職者の方に対する対応を、これは定款にうたっておりまして、あとはその福祉協会の運営等々につきましては、私どもも会員として物言っていきたいなど、そんなふうにおもっておるところでございまして。

**○議長（井上 太一君）**

中家多恵子さん。

**○議員（1番 中家多恵子君）**

言っていきたいということじゃなくて、絶対的にきちっとしていただきたいと思っております。ほんとに現役の職員の方が、退職者の医療費をですね、例えば、20年度でも退職者の負担したお金は、三千数百万円なんです。それなのに医療費そのものは1億7,330万円、全部ですね。そして退職者が負担したお金3,589万7,850円引いても1億3,739万8,650円、これがですね、現役とそしてまた間接、よく私ども税金は、税金からの負担はありませんと言っても間接的に管理業務費とかでこちらが払ってるわけですから。退職者の医療費に、4億ちょっとしか入らない収入の中で、退職者の医療費を3億7,398万6,000円も払うような福岡県市町村福祉協会なんていうのは脱会するし、また解散すべきものではないかと、側の人間でありながらも私は言いたいわけです。

きょうは質問というよりか、皆さんも知り得ていると思っておりますが、私が知り得た情報の中から幾つかのことを検討していただいて、考えていただきたいと思うわけです。以前、こういう福利厚生に対して、市長の答弁は18年の12月のときに負担と掛け金は1対1でできて適正ということをおっしゃいましたが、1対1という数字は必ずしも適正でないわけですね。退職者の医療費にも行ってる。そしてまた、結婚祝い金とかもろもろの慶弔費でも、ほかと比較にならないような制度が今、今日残ってるということ考えたときに、今、置かれている経済状況とか考えたときにですね、お考え直しをしていただきたいと思っております。隣の町がしてるからとか、隣の市とかやなくて、全国的なものを見ていただきたいなということをおもっております。なぜならば、実は具体的に言いますと、先日、市立病院の関係で議会の委員会がありました。藤井寺市にも行きました。議会で皆さん。その藤井寺市と中間市の数字の比較をずっとしていく中で、諸経費の中で一つは福利厚生っていうのがありました。共済の福利厚生とは別なんです。そしたら藤井寺が100何十万、中間市の病院が500万から組んでるわけですね。それはなぜかっていっ

たら、お尋ねしたら、藤井寺では福利厚生って言えばもう、今年の3月でもって、大阪府下の市町村互助会、言うならば、福岡県で言うならば、福岡県市町村福祉協会、もうこれが今年の3月で解散しましたと。そこそこ独自でもって福利厚生をしてますと。だから、藤井寺でいうならば、500円の会費でもって新年度から会員だけでやりますよと。そして行政としては6,000円の負担で、それは職員の方の人間ドックをしていただきますと。人間ドックをなさらないときには、そのお金を返してくださいと。健康診断は一般的にきちっとしている制度の中でしてもらいますっていうことですが、中間市と比較すると、中間は別枠で人間ドックのほう、一般会計でも1,100万から出されてますが、だから藤井寺を聞いてみると、藤井寺は病院だけの福利厚生ですね。経費の中の。400万違うのはそういうところで違います。中間の場合は、市立病院が病院の職員さん含めて350万円の人間ドックっていうのが予算書に書かれて、残りは福利厚生のこうした慶弔ですよ。福祉協会との関係の。そういうものの予算として組まれてるから、あ、400万の違いはこれだなと。そういうことも感じたところですが、病院としても、必要な予防接種とかそういうのは福利厚生でやっておりますということをおっしゃってました。そして、ここにですね、インターネットでとったんですが、全国的にはですね、共済での福利厚生ではなくて、今私が指摘しているこの福岡県市町村福祉協会に入っている福利厚生の互助会ですよ。そういうの中で、もう公費のそういう負担はもう全廃してる自治体がどんどん増えてるわけですよ。県もそうです。福岡県もそうですけれども、県段階でもそういうのはないと。そして慶弔なんていうのはもう会員同士でやると。ですから、阪南市にも行きましたけれども、阪南市のところにも私問い合わせしましたら、やっぱり、そういう形になっていってる時代なんですよ。

○議長（井上 太一君）

すいません、中家議員。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、わかります。

○議長（井上 太一君）

一般質問ですから。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい。

○議長（井上 太一君）

少しぐらい質問されたらいかがですか。

○議員（1番 中家多恵子君）

そうですね。はい、そしたら、ここで質問させていただきます。

塩竈市がですね、塩竈市が、昨年、2008年度までは512万円の互助会の公費支出をやっておりましたけれども、雇用情勢が悪化し、市民が厳しい環境にさらされているの

に職員ばかり厚遇はできないと、廃止したと、そういうことをね、これは読売新聞の記事が載せておるわけです。2009年2月24日。そして、互助会の公費支出は新年度からこのことによって廃止し、人間ドックの助成費用だけを医療費の委託料として145万円を予算計上したということです。ほかの自治体では、こういう形にですね、職員も大変ですけど、市民のことを考えてですね、寄り添って、廃止すべきものは廃止していくという方向になっておりますが、今一度お考え直しはないでしょうか。新年度予算編成に当たって。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

職員の互助会でございますが、自立運営が可能なそういうふうな財政構築していくことはまた重要ではないかとそのように思っております。しかしながら、先ほど申しましたように、職員の福利厚生というのも私どもの責任の範囲でもございますし、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そういうことは、退職者の医療費を引き続き補助していくということに、これは当然だというふうにお考えていうふうに、こちらはとってよろしいですかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今のところ、福祉協会脱会するっていう、その気持ちはございませんので、福祉協会の運営等々を見ていきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私が寡婦医療が廃止になるということを先に出しましたのは、寡婦医療そのものの廃止がどういう影響するかということも若干。それは皆さんお考えいただいたらわかると思いますが、寡婦医療で1年間どれぐらいのお金が出てたんですかね。お答えいただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

お答えします。寡婦医療、人数は352名程度で、医療費ですかね。2,397万8,000円ほど。

○議員（1番 中家多恵子君）

え。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

2,397万8,000円でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

寡婦の医療だけですね、それは。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

はい、そうです。

○議員（1番 中家多恵子君）

寡婦の医療だけですね。退職者の医療、退職者の医療は、この5年間だけでも3,860万円、20年度はわかっておりませんが、過去5年間で3,860万円をお出しになってるわけですね。回ってですね、拠出した中で。そういうこと考えたときにですね、私が塩竈のことを例に出しました。大阪のことも例に出しました。そうした中で、やはり、市長初め執行部の皆さんは、今、市民の皆さんが置かれている状況をしっかり見つめたときにですね、予算の編成に当たっては考え直していただきたいと思いますが、副市長もこちらのほうの担当でございますから、お答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

先ほど市長が申しあげましたように、今現在福祉協会に加入しております。それで、今の私のほうとしましては、要するに、福祉協会の中で、要するに給付の内容とか、また退職者の個人掛け金ですね、そういうことをなるべく市民の皆さんの理解が得られるように物を申していきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

どの市民が聞きましても退職者の医療費を補助していくということは理解できないと思います。その退職者も中間市の役所で働いた方全員というなら別ですよ。退職者の会に入るって希望した人だけがこの恩恵が受けられるっていう、この福岡県市町村福祉協会のあり方ですね。これは声を大きくして改めていかなければ、自治体の信頼に対する大きな汚点になると私は思います。このことがまだ、福岡県市町村福祉協会を存続していくために、出すお金は出さなければならぬというならば、全く市民の目線に立ってないと思いますけど、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもも、そういう問題点あるというのは十分認識をいたしておりますが、いろんなかかわり、つながり等々ございまして、一辺にっていうところもまいりませんので、先ほど申しましたように、今のところは福祉協会脱退するっていうことは考えておりません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この福祉協会っていうのがですね、組織的に労働組合、そして執行部、そういう人たちが、要するに、臨時職員の方と嘱託職員を外して、皆さんが入ってる組織ということで、複雑なことはよくわかりますけれども、やはり、市民の目線に立ってですね。内心ではおわかりいただいておりますけれども、そのことをやはりやり遂げていただきたいと思います。塩竈でも人口5万6,000人です。藤井寺も中間市と同じような規模のところですよ。そこそこの自治体でできるわけですから、市町村福祉協会に委託することはありませんよね。

平成23年からは社団法人化するというふうに聞いておりますが、こうなってくると、税金の対象にもなると思いますが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

23年度から、一応社団法人化になるということで、私どもも理解しております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最後に、私はとりわけこうした厳しい情勢の中でですね、来年度予算編成もあるけれども、やはり、常日ごろですね、こうあってほしいということを申し述べたいと思いますので、ご回答いただけたらと思います。

市民への暮らしへの気配りをしていただきたい。高齢者福祉、障害者福祉、生活保護制度を実際に運営するのは行政の職員の皆さんです。市民の暮らしを擁護する目配りや気配りをどのように確立していくのかということも同時に問われております。ひとり暮らし、高齢者、老老介護への支援、生活保護申請の窓口対応、窮迫事態への機敏な対応など、行政への期待が高まっています。行政が親身になって、さまざまな制度を活用して生活が成り立っていくような支援や相談に乗ることが今ほど求められているときはありません。日本各地で起きている不幸な事件、行政が一手手を差し伸べたら、もう一声かけていたら、

中間市でも起こらないという保証はあるのでしょうか。中間市でも起こり得る問題でもあり、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護行政などの分野で、どのような気配り、方策を立てていこうとされているのか、答弁をお願いいたします。部長なり、お答えいただけたらと思います。市長なり。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

お答えいたします。生活保護制度については、法にのっとり、ちゃんとした保護行政をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（1番 中家多恵子君）

それだけですか。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私がこのことをですね、あえて、今日また質問させていただきましたのは、8月5日の件があるんです。私の議員活動の中でですね。ある方が5月から相談がありましたけれども、その方は役所のほうに相談に行っていて、あとは通帳を出せばいいということだったということで、私もその方と接触することありませんでしたが、8月5日の朝、電話がかかってきました。朝早い時間に知人からですね。まだ夜が明けないときですか。市役所は助けてくれないのかって。中家さんはどうしてるのかって指摘を受けたわけです。そこで、知人からのあれだったから、当該者のご子息と役所に来て、職員との話し合いがありましたが、その場面については、保護課の皆さんが存じ上げてるとは思いますが、私は、担当した職員がこれではだめだなと思いました。そして、別の職員が謝罪をされた一件がありましたが、私はそこでですね、職員の市民に対する目線が本当に困っている人の立場に立って相談に乗ってる態度なのか、上から、こう見た目線か、私なりに見てですね、本当に残念に思いましたが、しかし、それをフォローした職員がきちっとされておりましたので、安心しましたが、そういうことがないようにしていただきたい。

それから、先日、これは国民負担金減免わずかということで、弱者の医療費救済形骸化ということで西日本新聞で国保のことがありましたが、「制度あり、でも狭き門」ということで、中間市のことが取り上げられておりましたが、やはり、今申しましたようにですね、いろんな相談に乗っていただきたい。そして、制度のある限り紹介していただきたい。財政が厳しいから、ちょっと黙っとこうじゃなくてですね、その財政についてはいろんな

形で解決していけるじゃありませんか。そういうことを心して職員の皆さんはしていただきたいと思います。私はこの8月にすごく反省させられました。5月のときにお電話いただいたときにですね、生活保護の申請してるんです。こうですって言ったけれども、私はあくまでも役所の職員の方が対応してくださると思ってたんです。そしたら、夜が明け、5時過ぎだったです。知人の方からそういうご指摘を受けて、ほんとにわびました。そして役所の担当課に行ったそのご息子が両親が病気でですね、1人はがんで亡くなるかもわからない。収入をお聞きしたら、年金が5万円と4万9,000円なんですよ。そういうことで子どもさんたちももう医療費の援助をしてして、もうこれ以上できない。だけど、役所に来るたびにこの用紙が必要だ、これが必要だって言う。そういうようなことがありましたからですね、そういうところは、その職員が悪いわけじゃないと私は思いますけれども、ね、温かい目で対応してあげて、できないものはできないことだってあります。しかし、その後に処理はされたわけですよ。ですから、今からこういう方たちがたくさん役所には来ようかと思いますが、やっぱり、中間市の職員が財政が厳しくても温かい対応の仕方をしてくださることをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時59分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（井上 太一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第10. 認定第 9号

日程第11. 認定第10号

日程第12. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までの決算認定11件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定11件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

日程第13. 第35号議案

日程第14. 第36号議案

日程第15. 第37号議案

日程第16. 第38号議案

日程第17. 第39号議案

日程第18. 第40号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第13、第35号議案から日程第18、第40号議案までの補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中家多恵子さん。

○議員(1番 中家多恵子君)

隣保館の鉦害復旧のことについて、もう少し詳しく説明していただきたい。

○議長(井上 太一君)

小島市民部長。

○市民部長(小島 一行君)

隣保館につきましては、築37年が経過しておりまして、建物の老朽化に加えまして、鉦害による地盤沈下が発生いたしました。そこで鉦害認定の申請をいたしまして、昨年10月に鉦害認定を受けまして、その調査設計費を予算計上、補正に上げています。

○議長(井上 太一君)

中家多恵子さん。

○議員(1番 中家多恵子君)

鉦害復旧されました後は、引き続き今のような状況で運営されるのでしょうか。

○議長(井上 太一君)

小島市民部長。

○市民部長(小島 一行君)

引き続き、同じ隣保館事業を継続していきます。

○議長（井上 太一君）

はい。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

**日程第19. 第41号議案**

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第41号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第41号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の保健福祉委員会に付託いたします。

---

**日程第20. 第42号議案**

**日程第21. 第43号議案**

**日程第22. 第44号議案**

○議長（井上 太一君）

次に、日程第20、第42号議案から日程第22、第44号議案までの組合規約変更等3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております組合規約変更等3件は、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより組合規約変更等3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第42号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において、原田隆博君及び上村武郎君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時10分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 原 田 隆 博

議 員 上 村 武 郎